

Title	占領期米国の対日経済援助政策の形成 : 対日占領政策の転換過程に見る中国要因
Author(s)	高橋, 慶吉
Citation	阪大法学. 58(5) P.151-P.212
Issue Date	2009-01-31
Text Version	publisher
URL	https://doi.org/10.18910/54989
DOI	10.18910/54989
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

占領期米国の対日経済援助政策の形成

——対日占領政策の転換過程に見る中国要因——

高橋慶吉

目次

はじめに

第一章 救済援助の始まり

第二章 国務省主導の日本経済復興計画

第三章 陸軍省主導の日本経済復興計画

第四章 議会の対日復興援助審議

結論

はじめに

アジア太平洋戦争終結から約二年が経った一九四七年七月四日、日本で最初の白書となる『経済実相報告書』が発表された。その白書は、経済安定本部の総合調整副委員長を勤めていた都留重人の考え方を強く反映した内容になっており、そのため都留白書とも呼ばれる。都留は、財政も企業も家計も赤字という「さんたんたる喰いつぶし経済の

実態」を鋭く分析し、「再建復興のためのいしずえ」とすべくそれを広く国民に伝えた⁽¹⁾。都留白書発表から五年が経った一九五二年、日本はサンフランシスコ平和条約の発効により独立を果たす。その年に刊行された昭和二十七年度経済白書は、国際收支上の問題などさまざまな課題を指摘しながらも、日本経済の「立直りのテンポは欧米諸国と比較しても著しく高い」と評した。同白書には日本の戦後復興を早めた要因がいくつか列挙されている。その中の一つに挙げられているのが米国の対日経済援助である⁽²⁾。

占領期米国の日本向け経済援助は、その目的の相違から、二種類に大別することができる。一つは占領地行政救済資金、いわゆるガリオア (Government and Relief in Occupied Areas, GARIOA) 援助と呼ばれるものである。その目的は、占領改革の遂行の上で障害となる飢餓や疾病の蔓延、そして社会不安の発生を防ぐことであった。一九四七会計年度から支給され、主に食糧調達に充てられた。もう一つは占領地経済復興資金、いわゆるエロア (Economic Rehabilitation in Occupied Areas, EROA) 援助である。名称に明らかなように、それは占領地域の経済復興を目的とするものであった。四九年度から支給され、主に工業生産の拡大に必要な原材料の調達に充てられた⁽³⁾。占領期に日本に対して支給されたこれら援助の総額は約二〇億ドルに上ったと言われる。その規模は同時期のアジア諸国向け経済援助の中では最大である⁽⁴⁾。

こうした内容の米国の対日援助に注目すると、四九年度のエロア援助の支給開始が占領政策にとって一つの重大な転機であったことが浮き彫りとなる。占領初期、トルーマン (Harry S. Truman) 政権は日本の非軍事化・民主化に力を注ぎ、同国の戦後復興を基本的に自助の問題とみなしていた。その時期に支給された対日援助の目的が救済に過ぎなかったのはそのためである。しかし、四八年六月の対外援助歳出法の制定を機に、トルーマン政権はそうした方針を転換。同法の規定の下、エロア援助の支給を開始し、本格的な対日復興支援へと乗り出したのである。

こうして非軍事化・民主化から復興へと大きく政策の舵を切ったトルーマン政権は、四八年一〇月、対日政策に關する国家安全保障會議文書・NSC一三／二を策定する。占領方針全般の転換を決定付けたその文書は、日本の經濟復興を米国の対日政策の主要な目的にすることを明確にするものだった。⁽⁵⁾

こうした対日占領方針の変化に注目する研究は数多くあり、NSC一三／二の成立に至る過程は詳細に分析されてきた。特に、その文書の起草を行った國務省政策企画室の室長ケナン (George F. Kennan) の役割には多大な関心が払われてきたと言えよう。⁽⁶⁾しかし転換期を扱う既存の研究では、占領方針の変化が強調されるあまり、日本の經濟復興を実現するための方法やアプローチに關する米政府内の議論が分析の俎上に乗せられることは少なかった。日本復興のための代表的な政策手段の一つであったエロア援助計画の成立過程がまだ詳らかでない理由の一端はそうしたところにあるように思われる。⁽⁷⁾また同様の理由から、既存の研究では占領方針の変化をもたらしたものとして冷戦要因 (ソ連要因) が注目される一方で、日本の貿易パートナーとして期待された日本の周辺諸国、特に中国に對する米国の関心については、それが日本復興という新たな占領方針と密接な關係にあつたにもかかわらず、看過される傾向にあつた。⁽⁸⁾

日本復興を目指す米国政府は、石炭をはじめとする多くの原材料と巨大な潜在的市場を持つ中国が、日本にとって最重要の貿易パートナーになるであろうと考えていた。しかし、対日戦勝国の中でも最大の戦禍を受けていた中国では日本復興に對する警戒心が強く、強烈な反日感情も渦巻いていた。しかも、戦後世界において日本に代わるアジアの大国になることを目指していた中国にとって、日本の強化につながる米国の対日復興支援はおよそ歓迎できるものではなかつた。こうした事情により、米国の日本復興政策は中国の対日悪感情やナシヨナリズムを刺激し、日本經濟の復興にとって欠かせないと考えられた日中貿易關係の發展を阻害する恐れがあつた。つまり、日本の經

済復興という目標に向かって邁進すると、その目標達成のための必須手段に支障を来しかねないという厄介な状況にあったのである。こうした中、米国はいかにして日本復興政策を押し進めたのであろうか。本稿では、米国の中国に対する関心に注目しつつ、エロア援助計画の成立過程を分析することによりその問いに答えたいと思う。

その際には、行政府ばかりでなく、援助予算審議を行う連邦議会も分析対象に含める。エロア援助計画との関連で議会の影響に注目した研究としては、ハワード・B・シヨーンバーガー (Howard B. Schonberger) の「ウイリアム・H・ドレーパーJr.―第八〇連邦議会と日本の『逆コース』の起源」という論考がある⁽⁹⁾。しかし、同研究の焦点はあくまでも日本復興政策の推進者であったドレーパー (William H. Draper, Jr.) 陸軍次官にあり、議会についての関心は副次的なものにとどまっている。とりわけ、中国重視の立場をとり、エロア援助計画の議会通過を困難ならしめた親蔣介石派議員の活動が看過されていることは、議会の影響に関する考察を不十分なものになっているように思われる。こうした問題意識から本稿では、議会の動向、特にエロア援助審議が行われた第八〇議会(一九四七―四八年)における親蔣派議員の言動に注目し、対日復興援助予算が議会を通過するまでの過程をより詳細に分析したいと考える。

本稿の構成は次のとおりである。まず第一章では、占領初期の厳しい対日経済政策を産業規制と賠償政策を中心に概観するとともに、ガリオア援助が開始されるまでの過程を追う。第二章と第三章では、内外の政治情勢の変化を背景に対日占領政策の転換が模索される中、国務省と陸軍省で行われた対日経済政策の見直し作業に注目する。まず第二章では国務省の日本復興計画作成の試みを取り上げ、それが結局失敗に終わった要因を考察する。続く第三章では陸軍省の取り組みに注目し、エロア援助計画の立案に至るまでの過程を明らかにする。陸軍省主導で作成されたエロア援助計画は、四八年一月に議会に提案された。第四章では、四八年六月の対外援助歳出法の制定に至

るまでの議会におけるエロア援助審議に注目する。

第一章 救済援助の始まり

占領初期、米国が対日政策の第一目標として定めたのは日本の非軍事化であった。一九四五年九月六日、トルーマン大統領は、「究極ノ目的」の第一項に、「日本國ガ再び米國ノ脅威トナリ又ハ世界ノ平和及安全ノ脅威トナラザルコトヲ確實ニスルコト」と規定した「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ對日方針」（以下、「初期の対日方針」と略）を承認した。¹⁰ 一般には、非軍事化と並ぶ米国の占領目的として日本の民主化が指摘される。しかし、民主化も広い意味では非軍事化政策の一環であった。なぜなら民主化はそれ自体、米国の追求する政策目的である一方で、日本の軍国主義の根源を断つための政策手段でもあったからである。¹¹

そうした広義の米国の非軍事化政策が、日本軍の解体だけにとどまるはずはなく、その対象は政治や教育など広範囲に及んだ。当然のことながら、経済の領域も例外ではなかった。財閥解体や農地改革、そして労働改革などにより、日本の経済制度・構造の民主化が目指された。また、より直接的に日本の戦争遂行能力を除去するため、産業規制も行われる。一九四六年八月七日、国務・陸軍・海軍三省調整委員会 (State-War-Navy Coordinating Committee, SWNCC, 以下、三省調整委員会と略) は、武器の生産に直接的に関係する機械設備の全てと民間航空機、五〇〇〇総トン以上の商船生産能力を破壊するか賠償として取り立てると規定した文書 (SWNCC三〇二) を承認した。¹²

三省調整委員会はまた同文書において、鉄鋼業や金属工業などを戦争支持産業 (war-supporting industry) と分類し、それら産業の機械設備についても平時需要を超過する分を賠償用に充当すると定めた。平時需要は、一九三

〇年から三四年の日本における生活水準を基準に決めるべきものとされた。その時期を選んだのは以下の理由による。まず一九三〇年より前の生活水準は、その後の商工業の発展や技術進歩、生産構造の変化により戦後に適用すべき基準として適当ではなかった。一九三五年から三九年は、日本の歴史上最も高い生活水準に達した時期であり、その時期を基準にとることは戦争目的に転用し得るかなりの余力能力を許容することになると考えられた。一九四〇年以後については、日本経済が急速に戦時経済化した時期であること、及び利用できるデータが不足していることにより採用できないと判断された。⁽¹³⁾

S W N C C三〇二には、破壊や賠償撤去が行われた後の産業水準に関する規定もある。軍事産業（民間航空機、五〇〇〇総トン以上の商船を含む）についてはその再建が禁止され、戦争支持産業として分類されたものうち、特に重要と思われる七部門（鉄鋼、軽金属、工作機械、造船、石油精製、合成石油、合成ゴム）を、賠償撤去後の残余能力以上に拡大することが禁じられた。その適用期間は占領期間とされ、占領終了後の規制については別途検討することになった。八月一日、S W N C C三〇二はF E C O八四として極東委員会に付議された。⁽¹⁴⁾

三省調整委員会の八月七日決定において一九三〇—三四年の生活水準が基準とされたことは、米国が日本にその水準を維持するための工業生産能力を保証したことを意味するわけではなかった。その基準は日本経済の非軍事化を進めるための一つの指標に過ぎず、別途検討されていた包括的な賠償計画によっては、S W N C C三〇二に規定された以上の機械設備が撤去の対象とされる可能性があった。⁽¹⁵⁾

対日賠償計画の作成は、対独賠償委員会の米国代表を務めていたポーレー(Edwin W. Pauley)を長とする使節団によって行われた。四五年一〇月三十一日、調査のための訪日を直前に控えたポーレーは大統領の裁可を得た後、対日賠償政策に関する声明を発表する。その声明でポーレーは、日本の工場設備、特に東アジア諸国が有する原材料

を加工する上で決定的な重要性を持つ設備を日本から賠償として他国に移転するという方針を示した。この方針の背景には、アジア諸国が日本に対する第一次製品の供給者としての地位に押し止められてきたことが、アジアにおける日本の支配的地位の確立につながったとする見方があった。米国は、日本の重要産業設備の多くを近隣のアジア諸国に移転することによって、そうした垂直的な経済構造を打破することを目指した。そして、アジア諸国の経済力を日本の産業設備によって強化することが、その地域の経済的安定、ひいては政治的安定にもつながると考えたのである。一〇月三十一日のポレー声明は、日本に再び「指導者や支配者としての立場」を許すべきではないとする強い決意の表明で締めくくられている⁽¹⁶⁾。

ポレー使節団は、一月から二月にかけて日本や中国、朝鮮、フィリピンで調査を行った後、一月一八日に中間報告書を大統領に提出した。その報告書でポレーは、日本がまだ平時に必要とされる生産能力を超える工業力を有しているとの調査結果を伝え、日本の全ての在外資産の没収と、余力能力の一部を最終的な賠償計画の決定を待たずに日本から撤去することを提言した⁽¹⁷⁾。当時、終戦連絡中央事務局の総務課長を務めていた朝海浩一郎が回顧したところによると、ポレーが特に重視していたのは、ボール・ペアリング産業と鉄鋼業であった⁽¹⁸⁾。中間報告書では、前者については全工場の撤去、後者については年産二五〇万トンを超える鉄鋼生産能力の除去が勧告されている。

占領初期、トルーマン政権によって遂行されたこれら一連の対日非軍事化政策は、米国のアジア方面におけるもう一つの主要関心国、中国に対する政策と密接な関連を有していた。米国はルーズベルト (Franklin D. Roosevelt) 以来、中国を日本に代わるアジアの大国と位置付けていた。その米国の後押しを受けて中国は、米・英・ソ・仏に並ぶ国連安保理常任理事国としての地位を得たのである。このいわゆる中国大国化政策は、日本の無力化を目指す

方針と表裏の関係にあった。⁽¹⁹⁾ また対日賠償政策は、日本の産業設備の中国移転により、日本の非軍事化と中国の大國化という二つの政策目標の達成に同時に資するものとして捉えられていた。⁽²⁰⁾ 米国の戦後アジア秩序構想の中で日本と中国の位置づけは、日本側も十分に認識するところであった。外務省調査局の委嘱に基づき、四五年一二月に作成された「日本経済再建の方途」と題する研究報告書は、日本経済を取り巻く国際環境として、米国の「東亜政策に於ける日支比重の逆転」を指摘している。⁽²¹⁾

しかし、当時の中国は五大国の一つに列せられたとはいえず、国民党と共産党の深刻な対立を国内に抱え、国家統一もままならない状態にあった。しかも、中国東北部は対日戦終了間際に参戦したソ連軍によって占拠され、日本資産の多くが戦利品として持ち去られていた。四五年一月に中国を訪れたポーレーは、そうした事態に強い憂慮の念を抱く。彼は国務長官に宛てた電報において、ソ連は満州の工業設備を持ち去っているのみならず、占拠した地域や日本軍から接収した武器弾薬を中共軍に引渡していると報告した。またポーレーは同電報において、東北部の混乱が対日賠償に与えるであろう悪影響も指摘した。彼によれば、戦前・戦中に満州の輸出品の多くは日本に向かい、日本の重工業の過剰な発展を招いた。それら日本の余力能力は賠償として取り立てる予定である。しかし、その発展の経緯から、日本の工業設備は満州の原材料や半製品に適合するようになっていたため、もし満州の混乱によりそれらを得ることができなくなると、対日賠償の受領国は「大きなハンディキャップ」を負うことになるであろう。⁽²²⁾ このような警告を発したポーレーは、翌年五月、大統領の命により東北部の詳細な調査のため、再び中国に向かうことになる。米国の対日賠償政策は中国大國化構想の実現に資するだけでなく、こうしたところでも中国と密接な関係にあった。その点についてある論者は、ポーレー案は「中国大陸の展開の関数」であったとまで表現している。⁽²³⁾

四五年末にトルーマンに提出されたポーレーの中間報告書は、大統領の承認を得た後、三省調整委員会での詳細な検討に付された。四六年五月九日、ポーレー報告書の内容を基本的に継承する文書（SWNCC二二六／一〇）が三省調整委員会によって承認され、その文書に基づく中間賠償計画案が極東委員会に送付される。その米国案を基に、五月から十二月にかけて産業別の中間賠償計画が極東委員会において採択された。賠償撤去設備を債権国間にどう配分するかという難問が依然残っていたものの、暫定的な賠償計画はこうして一応の決定を見たのである。⁽²⁴⁾しかし、続いて行われるはずであった最終的な賠償計画の作成は困難を極めた。四六年四月、ポーレーの最終報告書が大統領に提出される。しかし、日本の産業水準を一九二六年から三〇年水準程度に抑えるというその報告書の内容があまりに過酷と受け取られ、さまざまな方面から異論が噴出、米政府内ですら広い支持を得ることができなかった。⁽²⁵⁾

ポーレー案に対してとりわけ強い反対姿勢を示したのは連合国最高司令官総司令部（General Headquarters of the Supreme Commander for the Allied Powers, GHQ）であった。占領行政に直接携わっていた総司令部にとって、日本経済のあまりの苦境は望ましいものではなかった。それは占領改革の円滑な遂行を阻む重大な要因となりかねなかったし、占領軍の安全すら脅かす恐れもあった。そのため総司令部は、日本経済の復興を著しく阻害するような賠償政策には反対せざるを得なかったのである。四六年十二月、陸軍省に送付した意見書において総司令部は、「日本が直ちに取立可能な過剰能力を持っているという判断は誤って」いる、とポーレー案の根底にあった日本産業に対する認識を否定し、賠償計画の改訂を求めた。⁽²⁶⁾

こうした総司令部の反対論の背景には、日々の食糧にも事欠くありさまであった日本国内の危機的状況があった。日本は敗戦により、戦前期に多くの食糧を依存していた朝鮮半島や台湾を失った。また、生産資材の不足や戦時中

の農地疲弊により日本国内の食糧生産力は著しく低下し、加えて、海外から続々と日本兵や日本人移民が戻って来っていた。日本政府はこれら諸事情による食糧不足に対処するため、国内での生産量の増大に努めるとともに、食糧の供出促進に力を注いだ。しかし天候不順もあって、四五年産米は平年作の三分の二という不作に見舞われる。しかも、戦時中のように農家の協力を得ることは難しく、供出率もなかなか伸びなかった。そうした中、切迫した食糧危機を乗り切るには海外からの食糧調達に欠かせなくなる。四五年秋、日本政府は、日本の貿易活動を管理していた総司令部に対して食糧輸入の許可を求めた。⁽²⁷⁾

総司令部は日本側とのいくつかのやり取りの後、輸入食糧の必要性を認め、米本国に対して日本への食糧輸出を要請した。しかし、米政府はそれを聞き入れず、四六年二月には輸出不可能との回答を行う。⁽²⁸⁾ こうしたワシントンの対応は、「日本ノ苦境ハ日本國自ラノ行為ノ直接ノ結果ニシテ聯合國ハ其ノ蒙リタル損害復舊ノ負擔ヲ引受ケザルベシ」⁽²⁹⁾、という「初期の対日方針」の規定に反映された厳しい対日姿勢に基づいたものであった。また、ポールが中間報告書に、「日本人は飢えている」という日本のプロパガンダは何の根拠もない」と記すなど、日本の食糧危機に対する懐疑的な見方もあった。⁽³⁰⁾ さらに、一九四五年に生じた世界的な不作も、米政府の冷淡な態度につながった。連合国や解放地域においてすら飢餓の切迫が伝えられ、配分にあたっては連合国食糧機構 (Combined Food Board) は殺到する食糧援助の要請に忙殺されていた。⁽³¹⁾ 一〇〇万人の日本人餓死者が出るのではないかという風説が飛び交う中、四六年五月に内閣を発足させた吉田茂は、「敗戦国たるわが国は、食糧の国際割当においても、とかく後廻しにされることは必至」であったと回顧している。⁽³²⁾

しかし、吉田が首相の座につき少し前、米政府は既に日本に対する本格的な食糧輸出に踏み切っていた。三月三〇日、米国からの食糧を積んだ第一船が横浜に入港する。運ばれてきたのは、二・四万トンの小麦と米であった。⁽³³⁾

これ以後続く米国の対日食糧輸出は、占領当局の強い要請と現地調査の結果に基づいて行われたものであった。ワシントンは、四六年二月に輸出不可能との回答を送付した後、改めて総司令部から食糧輸出に関する強い要請を受けた。さすがに二度もそれを拒否することはできず、米政府は三月にハリソン (Raymond L. Harrison) 大佐を团长とする食糧使節団を日本に派遣する。その調査結果は、四月から六月までに六〇万トンの輸入食糧が必要というものであった。⁽³⁴⁾ また五月にはフーバー (Herbert Hoover) 元大統領を長とする米飢餓緊急対策委員会が日本を訪れる。帰国後に大統領に提出された報告書は、ハリソン使節団の勧告を基本的に支持する内容となっていた。⁽³⁵⁾ しかも四月二五日には極東委員会が、「連合国または解放地域よりも優先的、優越的待遇にならない」範囲で、日本の食糧輸入を認めるという決定を下す。⁽³⁶⁾ そうした中、結果的には四六年中に約七〇万トンの食糧が日本に対して支給されることになったのである。

日本の輸入食糧の多くは、対日占領に直接的責任を持つ陸軍省の予算によって賄われた。四六年度の支出は一億ドル超である。その資金は、戦中から陸軍が解放地域や占領地域で行っていた民生物資供給計画 (Civilian Supply Program) から捻出された。⁽³⁷⁾

占領地域に対する救済援助の拡大に伴い、四七年度からは陸軍省予算の中にガリオア援助の項目が設けられることになる。通常米国では、対外援助を実施するには授權法と歳出法を制定しなければならない。しかしガリオア援助のための授權法は必要とされなかった。その理由は、「陸戦の法規慣例に関する条約」、いわゆるハーグ陸戦条約の附属書 (陸戦の法規慣例に関する規則) 第四三条によって、救済援助についてはすでに授權されているとみなされたからである。⁽³⁸⁾ そこには、「国の権力が事実上占領者の手に移りたる上は、占領者は、(中略) 成るべく公共の秩序及生活を回復確保する為施し得べき一切の手段を尽すへし」と定められている。⁽³⁹⁾

四七年度ガリオア予算としてトルーマン政権が議会に要請した資金は五億ドルであった。五月八日、下院歳出委員会の公聴会に出席したパターンソン (Robert P. Patterson) 陸軍長官は、占領政策の成功のためには最低限の食糧供給が不可欠と、ガリオア援助の必要性を訴えた。⁽⁴⁰⁾ 五月三十一日にはエコルズ (Oliver P. Echols) 陸軍省民政部長から援助の詳細が説明された。それによると、ガリオア予算の六〇パーセントを食糧供給のために使用し、残りを肥料の購入や輸送費に充てることになっていた。国別では日本に対する割当度が最も多く、約二億七五〇〇万ドル分の援助を、次いでドイツの米国占領地域に約一億七七〇〇万ドル分を支給する計画となっていた。その見積もりは、配給食糧からの一日当たり摂取カロリリー量を、日本人の場合は一三五〇カロリリー、ドイツ人の場合は一五五〇カロリリーとした上で算出されたものであった。⁽⁴¹⁾

下院歳出委員会は、パターンソンやエコルズから、旧敵国が近隣諸国より高い水準の食糧供給を得ることはないという確言と、占領地域援助は後に返済されるべきものであるとの言質を得た。⁽⁴²⁾ その上で委員会はガリオア援助の必要性を認めたが、その予算を行政府提案より一億五〇〇〇万ドルも少ない、三億五〇〇〇万ドルとした。減額の理由を委員会レポートは、占領地域において作物が良好に育っているためと説明している。⁽⁴³⁾ 下院本会議ではガリオア予算を五億ドルに増額する修正案が提出されたものの、反対多数で否決された。⁽⁴⁴⁾

下院がガリオア予算を大幅に減額したことに強い危機感を持った陸軍省は、上院の説得に努めた。パターンソンは、陸軍省予算を審議する予定になっていた上院歳出小委員会のトーマス (Elmer Thomas) 委員長に六月二四日付で書簡を送付する。その書簡においてパターンソンは、下院の予算案では、ドイツと日本における一日一人当たりの食糧配給量を三〇〇カロリリー分も減らさざると述べると述べてその深刻さを説明するとともに、肥料の不足などにより占領地域における農作物の収穫量は前年より落ちる可能性が高いとの見通しを示した。⁽⁴⁵⁾ また二五日には上院

歳出委員会の公聴会にアイゼンハワー (Dwight D. Eisenhower) 陸軍参謀総長が出席する。彼は、「食糧を送れ、さもなくば兵士を頼む」という、かつてマッカーサー (Douglas MacArthur) 最高司令官 (Supreme Commander for the Allied Powers, SCAP) から送られてきたという電報の一節を紹介しつつ、五億ドルのガリオア予算を求めた⁽⁴⁶⁾。

こうした陸軍省の努力を支援するため、翌日には占領地域問題を担当するヒルドリング (John H. Hildring) 国務次官補が、国務省を代表して公聴会に出席した。ヒルドリングはもともと陸軍省所属で、四三年に創設された民政部の初代部長を務めた経験を持つ。四五年には、三省調整委員会によって設置された極東小委員会の構成員の一人となったことから対日政策にも通じていた⁽⁴⁷⁾。公聴会でヒルドリングは、ドイツや日本における食糧政策の失敗が占領目的の達成を危うくするばかりでなく、ヨーロッパやアジア全体の経済復興をも阻害することになるであろうという見解を示した。ヒルドリングによれば、ドイツや日本では「多くの市民が、体力を温存するために勤務時間の一部を寝床の上で過ごさざるを得ず」、重要な産業では常習的な欠勤が生じていた。そのような事態は、占領地域が生産する「モノに依存していたり、占領地域からの賠償を緊急に必要としている近隣諸国の復興を阻む」ことになるであろう。ヒルドリングはまた、食糧供給の失敗が占領地域の援助に対する依存状態を長引かせ、米国の負担を増加させることになることも指摘し、十分な食糧を供給することにより、「ドイツと日本をできるだけ早く自立させること」が米国の利益にも適うと主張した⁽⁴⁸⁾。米国の援助負担と占領地域の経済的自立という、ヒルドリングがこの証言で示した論点は、翌年から米国の援助政策論議における中心的テーマとなっていく。

六月末、陸軍省と国務省の訴えが功を奏し、上院は行政府提案どおりのガリオア予算を認めた⁽⁴⁹⁾。その後、下院との調整が行われ、最終的には四億二五〇万ドルとなる。七月、大統領署名を得てガリオア予算が正式に成立⁽⁵⁰⁾。議

会審議は難航したものの、無事、対日援助は継続されることになった。

こうした米国の初期対日占領政策を経済面を中心に振り返ると、一方で日本の経済力を削ぎ、他方で日本経済を支えるための援助を行うという矛盾した役回りを米国が果たしていたことがわかる。また、対日賠償により近隣諸国経済を強化しようとする一方で、ヒルドリングの証言に表れたように、日本経済の弱体化がそれら諸国の復興を害しかねないという懸念が生じていた。こうした矛盾した状態をそのままにしておくことはできず、たとえ特別な事態が起こらなくとも、いずれトルーマン政権はその対処に当らざるを得なくなつたであろう。⁽⁵¹⁾それがはたしていつになつたかはわからない。ただ確かなのは、四六年末から翌年にかけて対日経済政策の変更を迫る事態が次々と生じ、トルーマン政権にそれほど多くの時間的余裕は与えられなかつたということである。

第二章 国務省主導の日本経済復興計画

対日経済政策の矛盾解消を促した一つの出来事は、米国議会における勢力図の変化であつた。一九四六年末、歳出削減と減税を主張する共和党が中間選挙で大きな勝利を収める。同党は実に、一四年ぶりに上下両院で過半数の議席を獲得するという躍進を遂げたのであつた。⁽⁵²⁾この共和党の勝利に対日占領関係者は強い憂慮の念を抱いた。四七年四月、総司令部経済科学局の経済顧問を務めていたファイン(Sherwood M. Fine)は石橋湛山蔵相との会談で、「米国では共和党が多数となつて予算の削減が重視されている。(中略)まず槍玉に上がるのは旧敵国に対する経費である」と述べている。また四七年二月にマッカーサーに提出されたある報告書には、「議会は、現在の重い占領負担が長期に続くことを許すことはなく、陸軍省や国務省が支出を減らすための有効な計画を提出しなければ、日本からの撤退を突然決定するかもしれない」との警告が記された。⁽⁵⁴⁾

緊縮財政を唱える共和党の中でもとりわけ行政側にとって厄介な存在だったのは、下院歳出委員会の委員長に就任したテーパー (John Taber, ニューヨーク州、共和) であった。六八議会 (一九三二—三四年) 以来の古参議員で、長年、歳出委員会に席を置いてきたテーパーは、予算の無駄遣いと思われるものに對する厳しい姿勢から、多くの政府役人に「鬼」のような存在として恐れられたという。予算案に対して「手術のメス」が適当なときに、「肉切り包丁」を使うというのはテーパーの同僚も認めるところであった。⁽⁵⁵⁾

四七年一月、トルーマンが四七年度補正予算として三億ドル (日本向け一億四四〇〇万ドル、ドイツ向け六七〇〇万ドル) のガリオア予算を議会に要請したことから、第八〇議会における占領地域援助に関する審議の幕が切られて下ろされた。⁽⁵⁶⁾ ガリオア予算に補正が必要になったのには、海軍省によって実施されていた琉球諸島に対する援助を陸軍省が行うことになったことや、援助物資価格の高騰といった事情があった。⁽⁵⁷⁾ 五月、議会は行政府の要請通り三億ドルのガリオア予算を認めた。しかし下院歳出委員会レポートには、被援助国が「実現可能な最も早い時期に」経済的自立に向かうことを望むと記され、援助負担の早期解消を求める議会側の強い意向が示された。⁽⁵⁸⁾

四七年度補正予算に続き行われた、総額七億二五〇〇万ドル (日本向け二億七〇〇〇万ドル、ドイツ向け三億一〇〇万ドル) の四八年度ガリオア予算をめぐる議会審議では、いつ終わるともされない援助負担に幾人かの共和党議員が苛立ちを露にした。下院歳出委員会の一人は、米国民は「敗者が賠償を支払い、勝者がそれを得ると理解してきた」が、我々はその過程を全く「逆転させている」とまで述べている。⁽⁵⁹⁾ こうした厳しい意見とテーパーの影響により、下院は行政府提案を一億七五〇〇万ドルも下回る、五億五〇〇〇万ドルのガリオア予算を可決する。⁽⁶⁰⁾ その後、行政府提案通りの予算を認めた上院との間で調整が行われたが、下院は五〇〇〇万ドルの増額しか認めなかった。その結果、最終的に議会通过したガリオア予算は、行政府が要請した額を一億二五〇〇万ドルも下回る

ことになる。⁽⁶¹⁾

こうした占領地域援助に対する立法府の厳しい姿勢は、非軍事化を最優先課題とする対日占領政策に変更を迫る要因の一つになった。一九四七年以降、対日政策関連の米政府文書には、「米国の納税者の負担」を早期に解消しなければならぬという表現が散見されるようになる。そのことは、四六年選挙での共和党勝利を契機とした、トルーマン政権内における日本復興問題に対する関心の高まりを如実に示していると言えよう。⁽⁶²⁾

ただ、米国が納税者の負担を解消するには、日本と講和を結ぶことによつて占領そのものを終了させ、日本経済に対する責任から自らを解放するという道もあつたはずである。実際、議会にはそうした考えから対日講和条約の早期締結を求める声があつた。⁽⁶³⁾ また、三月一七日にはマッカーサーの有名な早期対日講和論が発表される。その日、記者会見に臨んだマッカーサーは、日本の占領は非軍事化の段階をすでに終了し、民主化のための諸改革も終わろうとしている、次の課題は経済復興であるが、それは占領軍の手に負えない問題であると述べた上で、対日講和条約の早期締結により、封鎖された状態の日本経済を解き放ち、その自立化にとつて欠かせない貿易活動の再開を認めるべきと訴えた。⁽⁶⁴⁾

この時期、国務省内ではすでに極東局を中心に講和条約の起草作業が進められていた。大々的に報じられたマッカーサーの提言はその作業に一層の弾みをつけたようである。それからわずか四ヶ月後の四七年七月に、米国は極東委員会諸国に対して講和予備会議を提唱し、八月にはその会議に備えて講和条約草案を完成させた。ところが、四六年頃から深刻化していた米ソ間の対立が対日講和の早期締結を難しくする。予備会議について米国は手続問題でソ連と対立し、それを開催することさえできなかった。また講和条約草案は、ソ連も含めた国際的な対日監視機構を定めていたことなどから、冷戦状況を十分考慮に入れていないと米政府内で厳しい批判を浴びる。⁽⁶⁵⁾ かくて米ソ

対立は、アジアの国際関係やワシントンにおける対日政策論議に大きな影響を与えつつあったのである。

冷戦の影響の中でもとりわけ注目すべきは、日本経済の復興の必要性に対する米政府内の認識を一層高めたことであろう。米ソ関係が悪化する中、ワシントンでは、援助負担を軽減するためだけでなく、ソ連勢力の拡大を封じ、そのに役立つパワーをアジア地域に創出するためにも日本の復興が必要とみなされるようになっていったのである。実は、対ソ政策の観点から、日本の無力化を目指すルーズベルト以来の方針に疑問を呈する意見はかなり早い時期から存在した。例えば、フォレストアル (James V. Forrestal) 海軍長官は、四五年五月一日の三省調整委員会の席上で、「極東におけるロシアの影響力に対する我々の政策はどうなっているのか。その影響力に対抗するパワーを我々は望むのか。望むとしたら、それは中国であろうか、あるいは日本であろうか」という問いを投げかけている。⁽⁶⁶⁾ 一日ほど後には、やはりソ連の勢力拡大に警戒心を抱くハリマン (W. Averell Harriman) 駐ソ大使が國務省内のある会議において、「日本の将来に関する我々の目標は何なのか」という問いを發し、それを破壊するのか、一つのパワーとして存続させるのかはつきりさせるべきと訴えた。⁽⁶⁷⁾

これら政府高官の発言に反映された米政府内のソ連脅威論が一つの原動力となつて、日本に対する無条件降伏要求を緩和したポツダム宣言が作成された。⁽⁶⁸⁾ その宣言中には、平和経済を維持するための原材料の入手や将来的な世界貿易関係への参加を許すなど、寛大とも見える条項もある。しかし、ルーズベルト以来の厳しい対日方針がポツダム宣言により根本的に修正されることはなく、前章にみたとおり、占領初期には懲罰的な対日政策が遂行された。もちろん、ソ連勢力に対抗するため日本のパワーを利用するという考えも弱かった。

この時期、トルーマン政権がアジア方面において対ソ政策の観点から強化に努めたのは中国であった。それは、中国大国化という方針からは当然の選択であったが、ソ連の勢力拡大がまず懸念されたのが中国東北部であったと

いう事情もあった。トルーマン政権は対日戦終了後も武器貸与法の中国適用を延長して、四六年末までに約七億ドルの援助を国民政府（以下、国府とも記す）に支給した。また四五年末には、第二次世界大戦の英雄、マーシャル（George C. Marshall）を中国に派遣して国共調停の任に当たらせる。トルーマン政権はこうした措置により、四五年二月のヤルタ会談でルーズベルトがスターリン（Joseph V. Stalin）に対して認めた満州権益以上にソ連勢力が伸張することを防ぐとともに、中国共産党を通してモスクワが中国情勢に介入する可能性をなくそうとしたのである。⁽⁶⁹⁾

しかし、米国の援助や関与にもかかわらず、中国の政治・経済状況は戦争直後の状態からほとんど改善されなかった。マーシャル調停の期間中、国共内戦は収束どころかむしろ拡大し、内戦に伴う膨大な軍事支出によりインフレが昂進。大規模な戦闘のために鉱山や輸送設備も甚大な被害を受けた。⁽⁷⁰⁾ さらに、四六年五月から七月にかけて行われたポーラーの調査や同年末の国府側の調査により、中国経済の発展に欠かせない東北部の工業施設がソ連軍の略奪によって甚大な被害を受けていたことが判明する。⁽⁷¹⁾ その規模は約二〇億ドルものぼるとされ、一九四九年刊行の『中国白書』の表現を借りれば、「国民政府の経済的見通しに重大な打撃」を与えたのであった。⁽⁷²⁾

四七年一月末、戦前日本において陸軍大臣や外務大臣といった要職を歴任した宇垣一成は日記に、米国は「中国の社会情勢の混濁、経済界の紊乱、道義心の萎靡等あらゆる悲観条件に触れて近時初志に動揺を来して、其中心地を東京に移さんと目論見居るやの噂がある」と記している。⁽⁷³⁾ 確かに日記にあるとおり、この時期、米国は中国に対する失望から、アジア方面における期待を日本に移しつつあった。例えば、統合参謀本部は四七年五月、「最終的な考えを示すものではない」との但し書きをつけながらも、日本を「極東地域において我々のイデオロギー上の敵の大軍隊を牽制することのできる唯一の国家」と評価する一方で、中国については、「最も大きな軍事的強みは人

的資源である」⁽⁷⁴⁾が、その資源を戦争で有効に活用できるほどの工業力も食糧生産力も持っていないとする報告書をまとめている。

中国国内の混乱は、日中両国に関する軍事面での評価に影響を与えただけではなかった。その波紋は当然ながら経済的評価にも及び、対日経済政策、とりわけ中国情勢と密接な関係にあった賠償政策を大きく揺るがした。四月一年一月、国務省・日本朝鮮経済課長の職にあり、中国東北部の調査にも加わったマーチン (Edwin M. Martin) はある書簡において、「最近の展開、特に中国における展開」により、日本に対するこれまでの経済政策に疑問を感じてきていると告白した。米国は対日戦終了後、日本から工業設備の多くを近隣諸国に移転することによって、日本の非軍事化と極東諸国の生活水準の向上を達成しようと努めてきた。そうすることにより、平和で友好的な極東地域を作り出すことができると考えたからである。米国は、中国をこうした「政治的・経済的目的に対する一番の支持者」だと考え、しかも「安価な製品の輸出国としての日本の役割」を中国が担うことになるであろうと期待した。しかし、経済的・政治的要因による現下の極東の経済状況などを勘案すると、そうした米国の政策目標は達成可能であろうか。日本からの工業設備の移転は、極東の全体的な生産能力を減じるだけに終わってしまうのではないだろうか。⁽⁷⁵⁾こうした疑念を吐露したマーチンは、翌年初頭から対日経済政策の再検討作業に取り組むことになる。

マーチンを中心とした対日経済政策の見直し作業を支えたのは、アチソン (Dean G. Acheson) 国務次官のいわゆるデルタ演説に見られるような、さらに高次のレベルにおける日本経済に対する評価の高まりであった。四七年五月に行われたその演説においてアチソンは、ドイツと日本を世界の「二つの大きな工場」と呼び、両国の復興を目指すべきこと、そしてそれが第二次世界大戦で疲弊したヨーロッパとアジアの経済復興に欠かせない条件である

と述べた。⁽⁷⁶⁾ 四六年のヒルドリングの議会証言に既に表れていたように、トルーマン政権は対日賠償により近隣諸国経済を強化する方針を取る一方で、日本経済の弱体化がそれら諸国の復興を害しかねないという懸念を抱えていた。アチソンの演説は、ヨーロッパ問題に重点が置かれた演説だったとはいえ、前者の方針を否定し、後者の懸念に答えるものであったと見ることができる。つまりアチソンは、アジアの発展を阻む略奪者として捉えられがちであった日本をアジア復興の促進者と位置付けることにより、日本経済の弱体化ではなくむしろ強化が、アジア地域の復興に必要な条件であるという考えを明確にしたのである。

このように日本認識が変化する中、マーチンを中心とした対日経済政策の再検討作業が終了し、その検討結果を基に日本復興計画が作成された。七月、国務省はそれを三省調整委員会に提出する。その計画案（S W N C C三八一）は、日本経済の復興の遅れが米国に一層の財政負担を強い、極東地域経済に悪影響を与え、しかも極東や日本に米国に敵対的な「政治的過激主義」の台頭を招きかねないとして日本経済の自立化の必要性を指摘、その達成年を三年後の一九五〇年とした。⁽⁷⁷⁾ 当時、アチソンによりアジアの工場と称揚された日本経済は、実際のところ、米国援助がなければ立ち行かない状態にあった。あるG H Q資料によると、四五年九月から四七年六月までの輸出が一億六〇〇〇万ドルで、輸入が五億ドル。輸入のうち三億二〇〇万ドル分が米国からの援助物資というありさまであった。⁽⁷⁸⁾ 日本経済がこうした米国依存の状態から脱し、自立化を達成するには、工業生産の拡大と地域貿易の振興が欠かせなかった。まず前者により輸出を増加させ、食糧や原材料の輸入に必要な外貨を稼いだり、パートナー取引による原材料取得を増やすことよって更なる工業生産の拡大につなげることができると考えられた。また、地域貿易の振興は食糧や原材料を安く調達するため不可欠であったし、品質や競争力の面で米国市場への輸出増が難しい中、日本商品にとっての市場を周辺諸国に獲得するためにも必要であった。

SWNCC三八一は地域貿易の振興のため、「極東の他の関係国との協力」を通じて日本復興を目指すよう求める内容となっていた。また工業生産の拡大のためには原材料輸入を増加させることが必要ということで、輸入ロンの利用の促進や日本の輸出振興、そして外貨に交換可能な在日資産の活用を進めることが提言された。さらに、これらの手段によって十分な輸入資金を調達できないときには米国予算からの援助が考慮されることにもなっていた。その援助額は、四七年七月一日から五〇年一月一日までの期間で四億五〇〇〇万ドルと見積もられた。一方、賠償に関して国務省案は、設備賠償を補填するものとして生産物賠償を認めた。生産物賠償はポレー使節団により、日本の工業力の増加を必要とし、賠償取立てが終わった後に軍需産業に転化する恐れがあるという理由から否定されていたものである。そうした賠償形態を国務省は一定の条件の下で容認する方針を示したのである。⁽⁷⁹⁾

国務省のSWNCC三八一は、詳細な検討に付すため極東小委員会に送付された。九月半ば、同委員会は暫定的な結論を下す。それは、極東地域の政治的不安定などを勘案すると、四億五〇〇〇万ドルの援助で一九五〇年までに日本経済の自立化を達成するとして国務省案はあまりに楽観的過ぎるというものであった。⁽⁸⁰⁾ 極東小委員会ではその後も検討が進められたが、一〇月、国務省は緊急を要するとの理由でそこでの検討を打ち切る。そして、国務省原案にいくつかの修正を加えた文書をSANACC三八一／一（四七年一〇月、三省調整委員会は空軍省代表を加えることにより四省調整委員会(SANACC)に改組された）として緊急回覧に付した。その修正文書では、いつまでに日本経済の自立化を達成するのか、そしてそのためにはどれだけだけの予算が必要とされるのかという点についての具体的な数字が削除されている。前者については「可能な限り最も早い時期に」という表現に止まり、後者については今後の課題とされた。⁽⁸¹⁾

これらの修正が施された国務省の日本復興計画は、今度は陸軍省の批判を受けることになる。陸軍省が特に問題

として指摘したのは、その計画の目的部分であった。S A N A C C 三八一／一には、「他の主要な占領目的の実現と矛盾しない手段で」、日本の自立化を促進することが日本の復興問題における米政府の目的である、と記載されていた。陸軍省はその表現に満足せず、日本の経済復興が米政府の主要な目的であると直截的に記すよう求めた。⁽⁸²⁾ 国務省はそうした陸軍省の指摘を一部取り入れ、一月に更なる修正文書（S A N A C C 三八一／二）を作成する。しかし、今度は国務省内をまとめることができず、結局、その文書を四省調整委員会に提出することはできなかった。⁽⁸³⁾

このように日本復興計画をめぐる協議が難航した主な理由は、その進め方に関する国務省と陸軍省の方針の違いにあった。次章で詳述するように、陸軍省は日本の経済復興を促進する上で既存の政策に縛られることを嫌い、しかも、極東委員会の賛同が得られない場合には米国の単独行動も辞すべきでないという考えであった。それに対して国務省は、S W N C C 三八一にも示されていたように、アジア地域における貿易振興のため国際協調を重視すべきという立場であった。極東委員会決定についてもそれを尊重し、日本復興計画をできるだけ既存の政策の枠内で実施しようとした。「他の主要な占領目的の実現と矛盾しない手段で」、というS A N A C C 三八一／一の記述にはそうした国務省の方針が端的に表れていると言えよう。

このように、アジアにおける国際協調関係を重視した国務省がとりわけ強い関心を持っていたのは中国であった。戦前期（一九三四―三六年）、日本の対中輸出額（満州、関東州を含む）は輸出総額の二四パーセント、輸入は一四パーセントを占め、中国は日本にとって米国に次ぐ重要な輸出入市場であった。⁽⁸⁴⁾ 国務省は、中国の持つアジア最大の潜在的市場が戦後日本にとっても欠かせないと考えていた。しかも中国が、国務省の日本復興計画において最重要原材料とされていたコークス炭の一大供給地であったことが、同省の中国に対する関心を一層高めた。むしろ、

極東小委員会に指摘されるまでもなく、中国における政情不安により、同国が日本の市場や原材料供給地として機能するのは難しいのでは、とも考えられた。特に、石炭をはじめとする多くの原材料を産出し、中国の中でもとりわけ日本と緊密な経済的結びつきを持っていた東北部や華北地域で中国共産党が勢力を伸張させていたことは、そうした米国の懸念を大きなものとした。中国国内の混乱により日中貿易が期待通りにいかなかった場合、コークス炭については米国から輸入することが計画されていたが、コストが二倍以上かかる上に、ヨーロッパ向けが優先されることになっていった。そのため、十分なコークス炭を調達できるかどうか不透明であっただけでなく、たとえ調達できても日本経済の自立化に要する費用はさらに増すであろうと考えられたのである。⁽⁸⁵⁾ こうした事情を背景に、日本復興計画の作成にマーチンの補佐役として加わったバーネット (Robert W. Barnett) は四七年九月のある覚書において、満州と華北を国際的な承認の下で中共の自治領とすることによって内戦を収束させ、共産地域と日本との貿易関係を発展させるといふ案を提示している。バーネットは、中国共産党は支配地域経済の運営のため日本と貿易せざるを得ないであろうと考えると、資本主義国家との貿易が同党の急進的主張を和らげることになるとの期待も持っていた。⁽⁸⁶⁾

ただ、バーネットの示した大胆な構想は単なるアイデアに止まった。対日経済政策を主な職域とする日本復興計画の立案者が、国共内戦に関してできることはほとんどなかったのである。それよりも彼らが考えなければならなかった問題は中国国内の対日世論であった。連合国の中でも最大の戦禍を受けていた中国では、日本からの大規模な賠償の取立てを求めるなど、懲罰的な対日占領政策を望む意見が強かった。日本の復興に対する警戒心も強く、それを可能とするような占領政策の展開には敏感な反応を示しがちであった。実際、中国では四六年末に早くも、賠償政策の決定の遅れなどから、米国の対日占領政策に対する不満が聞かれるようになっていった。またその不満が

高じて、米国に対する猜疑心や反米気運まで生まれていた。四六年一月にニューヨーク・タイムズが報じたところによると、中国国内では、米国がソ連に対する防波堤としての役割を中国よりも日本に期待しているのではないかと、かという疑念や、日本を中国に代わる工業国・貿易国として復興させようとしているのではないかという見方が流布していた。⁽⁸⁷⁾ また同紙の別の記事では、反米気運の高まりの中で、親ソ世論が醸成されつつあるとも報じられている。⁽⁸⁸⁾

こうした中国世論について、日本と中国共産党の貿易の可能性に関するバーネットの見解を敷衍して考えれば、それほど深刻に受け止める必要はなかったのかもしれない。というのも、共産党ばかりか国民党であっても、経済運営のためには日本の復興をある程度容認し、日本と貿易関係を持たざるをえないだろうからである。実際、四七年一月にワシントン駐在のあるイギリス大使館員は、国民政府にとって日本復興計画を公に支持することは難しいが、中国の政府関係者やビジネスマンの多くが実は、日本と相互に有益な物資の交換を行うことを望んでいるとの見解を米国側に伝えている。⁽⁸⁹⁾

しかしたとえそうであっても、米ソ関係が悪化の一途を辿っている中で、米国の対日占領政策が中国において反米親ソの世論を生み出していることには、米国側として憂慮を抱かずにはいらなかった。またイギリス大使館員の言葉からもわかるように、米国の日本復興政策に批判的な世論が、少なくとも国府の公の態度にかなり大きな影響を与えていた。四七年一月にはバーネットが、極東委員会における中国代表の頑なな姿勢が米国にとっての「主要な障害」になっており、同じく米国の対日政策に不満を持つ他の極東委員会諸国の米国議案に対する批判的態度を強めることにもなっていると報告する覚書をマーチンに送付している。⁽⁹⁰⁾ さらに中国において、イギリス大使館員の見解と食い違う現実も見られた。四七年夏に日本の民間貿易が再開されることになったのを受け、国府内

で対日商務代表団の派遣が検討され始めると、中国商工業界がこぞって反対を表明、商務代表団の選出を拒否するところも出る始末だったのである。⁽⁹¹⁾

はたしてこのような事態まで予想していたのかどうかはわからないが、四六年一月のニューヨーク・タイムズの報道を受けて作成されたある国務省スタッフの覚書は、ソ連との関係上、日本の友好国化が望ましいとしながらも、中国を見捨てているとか、対日政策を緩和しているというような見方を中国世論から消し去るため、あらゆる措置を取らなければならないと警告している。⁽⁹²⁾ またマーチンは、四七年三月のヒルディング宛の覚書において、ソ連の緩衝国として、あるいは中国に代わる極東の友好国・顧客として日本を再建しているという批判を招かないような方法で日本経済の復興を成し遂げなければならないとの見解を示した。⁽⁹³⁾ そのような方法が、中国と同様に反日感情を強く持ち、日本の復興に警戒心を抱く他の周辺諸国との関係においても望ましいものであったことは言うまでもない。

しかし、国務省内のこうした考えは日本復興計画の立案を難しくした。というのも、一方で日本の経済復興を推進しながら、他方で周辺諸国の反日感情に配慮するというのは、矛盾する二つの要請を同時に満たそうとするものだったからである。米国が日本の経済復興を急ぐと、周辺諸国の反発を招き、ひいては日本にとって重要な原材料供給地や市場を失うことになりかねない。逆に、周辺諸国の反日感情に配慮した計画では日本の復興が遅れる。どちらにしても、米国の援助負担は減るどころかさらに増すことになる予想された。結局、国務省はこのジレンマを解決するような妙案を見つけ出すことができず、極東小委員会や陸軍省によって批判されるような中途半端な計画しか立案することができなかった。その結果、日本をアジアの工場として機能させるための具体案の作成作業では、次第に陸軍省が主導権を握るようになる。

日本経済の復興を実現すべく陸軍省がまず取り掛かったのは、総司令部から強い要請が出されていた対日賠償政策の見直しであった。四七年一月、陸軍省はストライク (Clifford S. Strike) をはじめとする民間人の技術者によって構成された調査団を日本に派遣する。一ヶ月の調査の後、ストライク調査団は二月一八日付でマッカーサーに報告書を提出、六日後にはピーターセン (Howard C. Petersen) 陸軍次官にもそれを送付した。ストライク報告書は、日本経済の自立化を阻害しない新たな賠償計画が必要との認識から、純軍事施設を除いた一般工業部門の撤去を大幅に緩和する賠償案を勧告した。⁽⁹⁴⁾ 四月八日、三省調整委員会はストライク案とポレー案を調整して作成した政策文書 (SWNCC二二六/四三) を承認し、翌日、それを極東委員会に送付した。⁽⁹⁵⁾

賠償計画の緩和に一応の成功を収めた陸軍省が次なる目標としたのは、日本の産業水準を規制したSWNCC三〇二の改訂であった。その政策文書は四六年八月にFEC〇八四として極東委員会に付議されていたが、そこでの審議は遅々として進んでいなかった。四七年一月、一九三〇―三四年の生活水準を日本の平時需要を決定する際の基準とすることで合意に達した極東委員会は、同年四月によくFEC〇八四の採択にこぎつけようとしていた。⁽⁹⁶⁾ しかしそのような時期に陸軍省は、軍事産業 (民間航空機を含む) 以外の産業に対する統制を大幅に緩和する修正案 (SWNCC三〇二/六) を三省調整委員会に提出する。その内容は、一定の貿易制限と船舶生産・保有の規制、そして銅塊生産と石油精製に対する統制のみを残し、その他の民需用物資の生産およびサービスには制限を行わないというものであった。⁽⁹⁷⁾

しかし、FEC〇八四についての国際的な合意が形成されようとしているときに、その政策文書の大幅な修正を

求めることは、極東委員会での審議を混乱に陥れることになりかねなかった。そこで陸海国務三相は協議を行い、SWNCC三〇二／六を極東委員会に提出しないこと、そのかわりにFEC〇八四の適用時期を「一九四九年一月一日あるいは占領の現局面の終了時点のいずれか早い日まで」に限定するという事で合意する⁽⁹⁸⁾。しかしその修正案は、ヒルドリング宛のある書簡に、米国案を支持する国は一つもないと記されるほど極東委員会諸国の強い反発を招いた⁽⁹⁹⁾。その後、四九年を五〇年に変更するなどさまざまな案が検討されたが、結局、四九年一月一日を四九年一〇月一日とすることで妥協が成立する。八月一日、極東委員会はFEC〇八四を承認した⁽¹⁰⁰⁾。

FEC〇八四がその審議開始から一年を経てようやく採択されたように、極東委員会の決定は時に著しく遅れることがあった。FEC〇八四の場合は米国が修正案を提出したことにもよるが、日本経済の復興に米国が力を注ぐほゞ他の極東委員会諸国の反発を強め、国際的合意を形成することは一層困難になることが予想された。日本復興政策の迅速な遂行がそうした事態により妨げられることを恐れた陸軍省は、七月二日、「日本の経済問題に関する単独行動」(SWNCC三八〇)と題した文書を三省調整委員会に提出する。その文書には、極東委員会に提出される米国案に決定までの期限を設け、その期限までに極東委員会が採択することができなければ、SCAPに對して中間指令を出すという方針が記されていた⁽¹⁰¹⁾。

陸軍省文書の言う中間指令とは、緊急事項が発生した場合に米政府がSCAPに単独で出すことのできる指令である。それは極東委員会が取り消しを決定しない限り有効であり、米国はその決定に拒否権を行使することができた。陸軍省のSWNCC三八〇は、そのような強力な権限を、極東委員会の決定が遅れた場合、即座に行使することを求めるものであった。賠償計画の緩和やFEC〇八四について陸軍省との間で折り合いをつけてきた国務省も、国際協調を重視する立場からさすがにこの案には強く反対せざるを得なかった。八月七日、国務省は、期限を極東

委員会に通知し圧力をかけるのは得策でないとする見解を三省調整委員会に通告する。加えて、期限については三省間限りの決定に止め、期限を過ぎた場合には改めて中間指令を出すべきかどうかを検討するという提案を行った。⁽¹⁰²⁾ 数日後、極東委員会で米国代表を務めるマッコイ (Frank R. McCoy) からも陸軍省案に反対である旨が伝えられる。マッコイは、極東委員会がこれまで四五ほどの決定を行うなど、かなりの実績を上げていることを反対理由の一つに挙げた。⁽¹⁰³⁾ 確かに、四六年頃から米ソ関係が著しく悪化していたにも関わらず、極東委員会がそれにより機能不全に陥るようなことにはなっていなかった。長い議論の末だったとはいえ、四七年八月に F E C O 八四が承認されたことはその証左と言えよう。結局、陸軍省は国務省やマッコイからの強い反対を受ける中で妥協を余儀なくされる。一〇月二三日、四省調整委員会は、緊急の経済問題に関し期限を定めるが、極東委員会の米国代表にのみそれを通知すること、そして期限が過ぎた場合には、四省調整委員会の構成員からの反対がないときに限り、中間指令として発令すると規定した文書を承認した。⁽¹⁰⁴⁾

S W N C C 三八〇に関するこうした議論に、前章で指摘した極東委員会に対する国務省と陸軍省の姿勢の相違を明確に見ることができる。既存の研究ではその相違が生じた理由として、ルーズベルト以来の対ソ協調論を支持する戦時外交路線と、ソ連を敵視する冷戦外交路線の間の対立が指摘されてきた。つまり、ソ連観の違いが両省の極東委員会に対する姿勢の相違となって表れたと考えられてきたのである。⁽¹⁰⁵⁾ 確かに、S W N C C 三八〇に反映されたような陸軍省の単独行動主義を、ソ連に対する不信に基づいたものとする理解は当時から存在した。⁽¹⁰⁶⁾ 逆に国務省には、四七年対日講和条約案に窺われるように、戦時外交路線を維持しようとする考えが強く残存していたと言えるかもしれない。

しかし、国務省の国際協調主義的な姿勢を全て、戦時以来の楽観的なソ連観に基づいたものと解することはでき

ない。同省の国際協調論を強く反映した日本復興計画に、日本経済の復興の遅れが米国に敵対的な「政治的過激主義」の台頭を招きかねないという、共産勢力の脅威を意識したのである。記述があることは前章に記したとおりである。しかもその計画作成に参加したバーネットは、四七年九月八日付のマーチン宛書簡の中で、ソ連に対する不信をあらわにしている。彼は、ソ連がF E C O 八四に賛成するなど日本復興推進策を妨害しようとする理由について、工業国日本はいずれ関税や移民の問題をめぐって米国と衝突し、市場や原材料を求めてソ連圏に向かうと考えているから、という見方を示した。続けて彼は、「繁栄」は共産主義者にとつて扱いにくいものであり、繁栄を取り戻した日本がたとえ米国の安全保障圏になかったとしても、ソ連圏の内側にもいないであろうと述べて、対ソ政策上、日本の復興が望ましいとの考えをマーチンに伝えた。⁽¹⁰⁾

このように国務省の国際協調論の中にも対ソ不信が存在したことを踏まえると、極東委員会に対する国務省と陸軍省の姿勢に相違が生じた理由を、ソ連観の違いだけに求めることはできない。それ以外の理由を前章の分析を含めて考えるならば、日本の貿易パートナーとして期待された周辺諸国に対する配慮の程度に差異があったためということになるのではないだろうか。国務省は日本の周辺諸国、特に中国の協力が日本経済の復興に欠かせないという考慮から、それら諸国の対日警戒心や反日感情をできるだけあおらない形で日本の復興を推進しようとした。そうした立場をとる以上、国務省は、中国など日本の周辺諸国を構成国とする極東委員会の役割を尊重せざるを得なかったのである。一方、陸軍省は国務省と同様に、日本の復興を推進するにあたって周辺諸国の市場と原材料が重要なことを十分認識していた。なかでも中国の重要性は強く認識されていたことから、陸軍省内の対日政策の関係者が統合参謀本部の対中共強硬論に共鳴することはほとんどなかった。⁽¹¹⁾しかしながら陸軍省は、中国をはじめとする周辺諸国の対日警戒心や反日感情を国務省ほどには重く捉えていなかった。その分、陸軍省には周辺諸国に対す

る配慮を欠き、単独行動に傾くところがあったのである。

○このような日本復興政策をめぐる国務省の国際協調路線と陸軍省の単独行動主義路線の対立は、S W N C C 三八三省調整委員会に提出する。S W N C C 三八四と番号の付されたその文書は、S C A P に対する指令案となっていた。文書冒頭には「初期の対日方針」を基礎に作られた極東委員会文書、「降伏後の対日基本方針」の中にある二つの目的が記されている。一つは、「日本国が再び世界の平和と安全の脅威とならないことを確実にすること」、二つ目は、「国際的な責任を果たし、他国家の権利を尊重し、国際連合の目的を支持する、民主的で平和的な政府を可能な限り早期に設立すること」、というものである。陸軍省文書によると、一つ目の目的については、徹底的な日本の非軍事化などにより、その達成に必要な措置が効果的に取られてきた。二つ目の目的についても、「日本国民が自由に表明した意思によって採択された啓蒙的な憲法の規定に従い、平和的で民主的な日本政府が設立」されるなど、その達成に必要な条件が整えられてきた。これらの成果により、「占領の第一段階が終了したことは今や明らかである」。しかし、「自立的な経済を維持し、国際的な責任のすべてを遂行するための経済的な強さや安定」を日本はいまだ取り戻しておらず、「米国の納税者の負担」で経済的安定が維持されているのが現状である。そうした状態では、極東委員会が定めた目的を完全に達成することはできない。日本占領が非軍事化と民主化の段階をほぼ終了し、残るは日本の経済復興問題とするS W N C C 三八四の論法は、早期対日講和論を唱えたときにマッカーサーが展開した議論と同じである。しかし、マッカーサーが経済問題を占領軍の手に負えない問題としたのに対して陸軍省文書は、日本が経済的な自立を達成するため、「可能で、必要な全ての措置」を取るようS C A P に求めるものとなっていた。⁽¹⁰⁹⁾

このようにSWNCC三八四では、日本の経済復興が米国の納税者の負担を解消するためだけでなく、極東委員会の定めた対日占領政策の目的の達成にとっても欠かせないものであるということが強調された。陸軍省はこうしてあたかも国際的合意を尊重するかのような姿勢を示しながら、その一方で日本の経済復興を阻害しかねない既存の指令については、その効力を弱めたり、無きに等しいものにし得る権限をSCAPに与えようとした。SWNCC三八四は、経済復興を達成するために必要な「力点の移行」(shift of emphasis)をした上で既存の指令を実施すること、そして、これまでの経験に照らして既存の指令が「平和的で民主的な日本の早期の経済復興に不利に影響する」とSCAPが判断した場合は、SWNCC三八四指令を優先するよう命じるものとなっていたのである。しかも陸軍省は、この指令案を三省調整委員会で承認した後、米国が単独で発令し、公表することを求めた。⁽¹⁰⁾

この陸軍省文書の作成を主導したのは、世界最大の投資銀行の一つディロン・リード社の副社長を務めた経歴を持ち、四七年八月末に陸軍次官に任命されたばかりのドレーパーであった。陸軍次官就任から二週間後、日本を訪れたドレーパーは、同国の経済状況に強い危機感を抱く。その視察旅行の報告書には、表面上は日本が「戦争の荒廃から驚くべき復興をなしてきた」ように見えるが、経済・財政面は今なお著しく「不安定である」と記された。⁽¹¹⁾日本の復興を妨げているものとしてドレーパーがとりわけ問題視したのは、賠償政策と財閥解体政策であった。前者については一層の緩和が、後者についてはその中止が必要と考えたドレーパーは、それらを実現するための布石としてSWNCC三八四を準備し、その承認を目指したのである。⁽¹²⁾

ドレーパーはまた、SWNCC三八四の承認が議会対策上でも望ましいと考えた。そのころドレーパーは、救済目的のガリオア援助に加えて、日本の経済復興を目的とする援助資金、いわゆるエロア資金を議会に要請することを計画していた。そのことは、日本国民のより一層の努力と「米政府が一時的に供給する援助」で、米国の納税者

の負担を解消しなければならないとするS W N C C三八四の中の記述にも示唆されている。エロア援助計画の立案は、四七年一〇月に総司令部経済科学局によって作成された研究報告書を参考に行われた。表紙の色からグリーンブック (Green Book) と呼ばれたその報告書は、極東の不安定な政治・経済状況にほとんど改善が見られない場合、四八年から五三年までに一二億ドルの援助が、改善の方向に向かう場合は、五一年までに九億五〇〇〇万ドルの援助が日本経済の自立化のために必要という見積りを示していた。いずれの場合も、一九四八年には四億ドルの援助資金が見込まれている。⁽¹¹⁶⁾ ドレーパーはこの研究を参考に、四九年度ガリオア予算として三億七六〇〇万ドル、四八年四月から一五ヶ月間のエロア予算として一億八〇〇〇万ドルを、陸軍省の占領地域予算に割り当てるよう議会に要請することを計画した。⁽¹¹⁷⁾ 緊縮財政を求める議会から、総額五億五六〇〇万ドルもの援助資金に対する支持を取り付けるためには、行政府一体で日本の経済問題の早期解決に取り組むとの強い決意を示す必要があると思われる。陸軍省が公表を望んだS W N C C三八四は、まさにその決意を明らかにするものだったのである。⁽¹¹⁸⁾

しかし、陸軍省の単独行動主義路線を強く反映したS W N C C三八四に国務省が反対しないわけはなかった。陸軍省に対して国務省はS W N C C三八四の撤回を要求する。その理由は、極東委員会諸国からの強い反発を受けかねないというだけでなく、既存の指令の有効性を判断することのできる権限をS C A Pに与えるなど、陸軍省文書が極東委員会の権限に抵触する部分を含んでいたこと⁽¹¹⁶⁾にあった。ちょうどこのころ国務省内では、ケナン率いる政策企画室が日本の経済的安定に向けた対日占領政策転換の必要性を示唆する文書を作成するなど、日本復興政策を強力に推進しようとする陸軍省にとっては有利な状況が生まれていた。⁽¹¹⁷⁾ しかし、それによりS W N C C三八四に関する協議が陸軍省にとって容易になったわけではない。当初ドレーパーは、一月半ばに召集予定の特別議会より前にS W N C C三八四の承認を得ることを目指していたが、国務省の強い反対によりそれが難しくなる。ドレーパー

1は、国務省の見解を一部取り入れた修正案を作成するなどしたもの、年内の合意すら得ることはできなかった。⁽¹¹⁸⁾

このように米政府内でSWNCC三八四に関する協議が行われていた最中の四八年一月六日、対日政策に関する演説がロイヤル陸軍長官によって行われた。ロイヤルは、日本占領に伴う「責任と費用」を、米国勝利の「最も失望的な面の一つ」であると表現し、それらを解消するため「健全な自立経済」を日本において早期に実現させなければならぬと訴えた。⁽¹¹⁹⁾ ロイヤル演説から一〇日ほど経った一月一七日、まさにその実現を目標とするエロア援助計画が議会側に提案される。⁽¹²⁰⁾ こうしてエロア援助審議が近づく中、何としてもその前にSWNCC三八四の承認を得たかった陸軍省は国務省との協議を急いだ。一月二一日、両省はようやく妥協案の成立へと漕ぎ着ける。その最終版では、原案にあった「力点の移行」という表現が、復興政策に「より力点」(more emphasis)を置くという表現に変えられた。また、SCAPが既存の指令の有効性を判断することができるとした規定が削除され、SCAPに対する指令案であったものが声明としての形に改められた。SWNCC三八四承認と同日、その文書は米国代表マッコイによって極東委員会で読み上げられた。かつてリットン調査団の米国代表も務めた老將軍マッコイは、日本の非軍事化と民主化が順調に成し遂げられてきた一方で、自立経済の確立はまだまだ達成されていないと、過去二年間の日本占領を総括した後、次のように述べた。米政府は、

適度な生活水準を持つ自立的な日本を実現するためには、一層大きな努力を払わなければならないと考える。日本政府・国民、極東委員会とその構成国、そして総司令官はそうした計画に、より力点を置くべき諸条件を認識し、平和的で自立的な基礎に立った日本経済を早急に回復させるべく、占領の基本政策に合致したあらゆる必要措置を

取るべきと信じる。(中略)米国民は日本経済に対する援助をいつまでも続けるわけにはいかないが、米政府としては、生活基礎物資のための資金に加えて、工業原材料や諸機械部分の輸入調達費に当てるための、一九四九年度予算に関する議会審議を間もなく始める予定である。その予算の目的は、平和産業の生産力を増大させ、日本が自立状態に向かうのを支援することにある。⁽¹²¹⁾

ドレーパーの原案と比べると穏やかで曖昧な表現になっているものの、日本復興政策の本格的始動を一方的に宣言するに等しいこの声明は、日本の侵略に苦しんだ諸国が歓迎できるものではなかった。マッコイ声明から二週間後、中国のプレスの「敵意に満ちた猛烈な反応」が国務省からペンタゴンに伝えられている。⁽¹²²⁾しかしドレーパーにそのような他国の反応を深刻に受け止めた様子は見られなかった。ドレーパーはマッコイから、「いかなる国際協力についても完全にシニカルで」、「極東委員会を無視することに何ら躊躇がなかった」と評されるほど、他国との協力関係について無頓着だった。

とはいえ、日本経済にとつての周辺諸国の重要性をドレーパーが認識していなかったわけではない。彼は陸軍省内の他の対日政策関係者と同様、日本の周辺諸国、とりわけ中国と日本の経済関係を重視しており、中共支配地域との貿易も容認する考えであった。四八年三月の記者会見では、明らかに中国を指して、日本と共産地域との貿易は「政治的信条に関係なく可能」であるとの見解を公にしている。⁽¹²⁴⁾一九五〇年一〇月には、外国貿易協議会の聴衆を前に、日本が石炭と鉄鉱石、そして市場を必要としているという事情を考えると、イデオロギー的差異にもかかわらず、日本は共産中国と貿易を行うことにならうという見通しを示した。⁽¹²⁵⁾

こうした発言に窺われるように、ドレーパーは日本のアジア貿易の可能性について楽観的な考えを持っていた。

四八年五月のある議会公聴会では、中国人やフィリピン人は日本人を受け入れるのに心理的抵抗を感じながらも、日本商品の取得を強く望んでいると述べ、周辺諸国の反日感情が日本のアジア貿易を阻害することはないとの見解を披瀝している。⁽¹²⁶⁾ ドレーパーが日本経済にとつての周辺諸国の重要性を認識しながら、単独行動主義路線を押し進めることができた背景には、まさにこうした感情とビジネスを峻別する論理に基づいた楽観論があったのである。

行政府内の路線対立を何とか収束させ、S W N C C 三八四の成立にこぎつけたドレーパーは、いよいよ議会におけるエロア援助審議に臨むことになる。彼は、S W N C C 三八四が議会審議を多少なりとも容易にするのではという期待を抱いていたであろうが、そのような思惑通りになるかどうかは甚だ不透明であった。

第四章 議会の対日復興援助審議

陸軍省が日本復興計画の立案に取り組んでいることは、四七年末に上院歳出委員会で行われた、四八年度ガリオア補正予算に関する公聴会においてすでに議会に伝えられていた。その公聴会のために陸軍省が用意した「占領地域復興計画に関する声明」は、極東における占領地域の工業生産を刺激するための計画が作成されつつあることを明らかにしている。⁽¹²⁷⁾ また、一月九日にはドレーパーが同委員会の公聴会に出席し、五年までの四年間で日本経済の自立化を達成することを目標にした計画があると、その具体的内容にまで踏み込んだ証言を行った。⁽¹²⁸⁾

四八年度ガリオア補正予算に関する審議の最中、日本における財閥解体政策を批判する議会演説がノーランド (William F. Knowland, カリフォルニア州、共和党) 上院議員によつて行われた。ノーランド演説の背後には、財閥解体政策を中止させるために議会の圧力も利用しようと考えたドレーパーの画策があったと言われる。ドレーパーは、ジャパン・ロビーの代表的人物として知られるハリー・カーン (Harry F. Kern) に、急進的な財閥解体政

策を規定していた極東委員会文書（FEC二三〇）の写しを、それが機密扱いであったにもかかわらず、ノーランドのもとに送らせた。⁽¹²⁹⁾ FEC二三〇の内容に「大変なショックを受けた」ノーランドは、四七年末の議会演説において、「我々自身の政治的、道徳的、経済的基準と相容れない」社会主義的政策が日本で行われていると、厳しい批判を展開した。⁽¹³⁰⁾

このノーランド演説から約一ヶ月が経った四八年一月一七日、前章で述べたようにエロア援助計画が議会に提案された。その数日後には、S W N C C三八四が極東委員会で読み上げられ、一般に公表もされている。また、四月にはドレーパーが上院歳出委員会のある公聴会に出席し、救済から復興へと占領政策の「力点を移行させなければならぬ」と、S W N C C三八四の原案と同様の表現を使いながら日本経済の自立化を目指す決意を述べた。⁽¹³¹⁾

S W N C C三八四の採択と公表を急ぎ、対日占領政策における力点の移行を強調したドレーパーであったが、そうした彼の努力は少々空回りしていた観がある。というのも、当時多くの議員の対外政策における主たる関心は対日援助に向けられていなかったからである。第一の関心はマーシャル・プランとして知られるヨーロッパ援助計画にあったし、アジア方面については、内戦が拡大していた中国の情勢が注目を集めていた。日本における財閥解体政策を批判したノーランドにしても、中国より日本に関心を持っていたとは考えにくい。ノーランドは余剰棉花の市場として日本に注目していた、いわゆる「棉花議員」であったが、蒋介石を熱烈に支持する議員の一人でもあった。彼は、四九年に国民党が内戦に敗れ台湾に逃れた後も蔣支援を訴え続け、そのあまりの熱心さから「台湾選出の上院議員」と揶揄されたほどである。⁽¹³²⁾

当時、ノーランドのような親蔣派議員が共和党を中心に幾人かいた。なかでも、宣教師として一〇年間、中国で活動した経験を持ち、五〇年代に「百万人委員会」と呼ばれる、チャイナ・ロビーの団体の中では最大規模の団体

を立ち上げたジャッド (Walter H. Judd, ミネソタ州、共和党) 下院議員はよく知られた存在である。⁽¹³⁵⁾ 彼ら親蔣派議員は、トルーマン政権がヨーロッパばかりを重視して、アジア、特に中国の重要性を軽視するかのような対外政策を取っていることに強い不満を持っていた。四七年秋のヨーロッパ向け緊急経済援助法案をめぐる議会審議では、そうした不満から援助対象国に中国を含めるよう要求。共和党が議会で多数を占めていたこともあって、半ば強引にその要求を通すことに成功した。⁽¹³⁶⁾

トルーマン政権は親蔣派議員の不满がマーシャル・プランにも向かい、その迅速な議会通過が阻まれることを恐れた。そうした懸念と、中国全土の共產化を阻止しなければならないという戦略的要請から、国務省を中心に本格的な中国援助計画の立案が四七年秋に開始される。そのことは、一月一〇日、上下両院の合同外交委員会においてマーシャル国務長官から議会に伝えられた。⁽¹³⁵⁾ 翌日の上院外交委員会の公聴会にも出席したマーシャルは、中国援助の総額は三億ドルほどになるであろうと具体的な数字にまで言及している。⁽¹³⁶⁾

一九四八年二月一八日、総額五億七〇〇万ドルの中国援助計画が大統領から議会に提案された。援助総額は三億ドルを大きく超えるものとなったが、資金の全ては経済援助に使われることになっており、その計画に親蔣派議員が強く求めていた軍事援助は含まれていなかった。その理由は、援助で浮いた資金を国府が米国からの軍需品の調達に充てることを容認しながらも、国共内戦に対する直接的な軍事関与は避けるべきとする意見が国務省内で支配的だったことによる。しかも、中国向け経済援助は国府に「息つく暇」を与えるための救済援助として、その大半を食糧など必需品輸入に充てることになっていた。⁽¹³⁷⁾ こうした内容の中国援助計画を、日本の復興を主たる目的としたエロア援助計画と比較すると、四六年末から進行していた東アジア政策の重点の変化が明瞭となる。救済援助としての性格の強い中国援助計画に対してエロア援助計画は、ドレーパーが下院外交委員会で証言したところによ

ると、「西ヨーロッパに対するいわゆるマーシャル・プランに類似する」ものとして捉えられるべきものであった。⁽¹³⁸⁾

中国と日本に対する援助計画は、ヨーロッパ向けの援助計画とともに、まずその授權法案が下院外交委員会での審議に付された。議会の関心を反映して、審議の大半はヨーロッパと中国に対する援助計画に割かれた。日本向け援助に対する議会の関心の低さは、三月五日になってようやくその問題に関する公聴会が開かれたことにも表れているように思われる。ドレーパーを招いて開催されたその公聴会では、ある委員から、我々の歴史上、「最も狡猾で無慈悲な最悪の敵」であった日本国民を、「わずか数年の内に」、「我々の友人、そして同盟者」として受け容れようとしているのはいったいどういうわけであるのかとの発言がなされた。⁽¹³⁹⁾ 日米戦争の記憶が生々しく残っていたこの時期、これと似たような感情を院内外の多くの米国人が抱いていたであろうことは容易に想像できる。しかし、対日復興援助の必要性を訴えるドレーパーの証言に対して、消極的見解こそあれ、積極的な反対意見が表明されることはなかった。その理由はおそらく、米國援助により日本経済の自立化を早期に達成することが、結局は米國負担の軽減、解消につながるというドレーパーの主張が一定の説得力を持っていたことにあると思われる。また、彼が日本と近隣諸國の経済的相互依存関係を指摘し、日本の復興がアジア全体の復興を促進することにもなると強調したことが、エロア援助計画の正当性を高めていた。⁽¹⁴⁰⁾

このように公聴会を無事終えたドレーパーであったが、その後、思わぬ事態によりエロア授權法案の議会通過が阻まれることになる。その原因は、依然として議会において一定の支持を得ていた中国重視論と、その主唱者たる親蔣派議員にあった。日本復興を主たる目的とするエロア援助計画について、親蔣派議員も反対だったわけではない。ただ、日本と中国のどちらをより重視すべきかということで、彼らはトルーマン政権と意見を大きく異にして

いた。そのことが第八〇議会における対外援助審議を紛糾させ、エロア援助計画の議会通過を難しくするのである。行政府提案の中国援助計画が経済援助しか規定していなかったことに不満を募らせていた親蔣派議員は、同計画に軍事援助を盛り込むよう要求するとともに、その議会通過を確実にするため、ヨーロッパ援助計画と合わせて一つの法案にまとめよう求めた。三月一日、ジャッドやボリス (John M. Vorns, オハイオ州、共和党) という有力な親蔣派議員を構成員としていた下院外交委員会は、一括法案化の決定を下す。それにより、ヨーロッパ援助計画や中国援助計画、そしてエロア援助計画など、トルーマン政権が第八〇議会に提案していたいくつかの援助計画が一つの包括的な授權法案にまとめられることになった。しかも下院外交委員会は、その一括法案に一億五〇〇万ドルの対中軍事援助を盛り込む。それは、軍事物資の供給のほか、作戦や戦略、戦術作成のための助言や訓練を与えることも想定した内容になっていた。⁽⁴¹⁾

こうした下院での展開に、超党派外交の立役者として知られるヴァンデンバーグ (Arthur H. Vandenberg, ミシガン州、共和党) 上院外交委員会委員長は強い憂慮の念を抱く。彼はヨーロッパ援助法案の優先的な審議・採択を行うため、下院指導者に各援助計画を個別法案として扱うよう何度も説得を試みた。しかし、その働きかけは結局失敗に終わる。⁽⁴²⁾そこで次にヴァンデンバーグが試みたのが、ヨーロッパ援助計画の議会通過を少しでも早めるため、エロア援助計画を一括法案から取り除くことであった。おそらく彼には、議会の関心の薄いエロア援助計画であれば、そのような措置をとっても大きな問題にならないという判断があったのであろう。ロイヤルとドレーパーに対してヴァンデンバーグは、ヨーロッパ援助計画の議会通過後、エロア援助計画を支持すると約束し、それを一括法案から取り除くことに関して両者の同意を得ることに成功した。⁽⁴³⁾

続いてヴァンデンバーグが取り組んだのが対中軍事援助の問題であった。彼が委員長を務める上院外交委員会で

は、国務省と同様の理由から、中国に対する直接的な軍事援助に反対する意見が強かった。しかしその一方で委員会は、ヨーロッパ援助法案の早期成立のためには下院との妥協が必要なこと、上院にも中国に対する軍事援助を求める議員がいることを考慮に入れなければならなかった。そこで委員会はヴァンデンバーグを中心に、親蔣派議員の主張を一部取り入れながらも、中国内戦への直接的な軍事関与を避ける方法を案出することになる。それが経済援助とは別に、一億ドルを贈与として中国に支給するという案であった。上院外交委員会レポートによると、その贈与は、「中国政府自身の選択と責任において」軍事物資の購入に充てられるであろうと想定されていた。⁽¹⁴⁾この上院案は、軍事援助を求める議員とそうでない議員双方の主張をうまく取り込んでいたため、議会で広い支持を得る。その結果、最終的には一億二五〇〇万ドルを贈与として支給することが下院との間で決定された。四月二日、中国援助計画はヨーロッパ援助計画とともに、対外援助授權法の一部として上下両院を通過した。⁽¹⁵⁾

ヴァンデンバーグの尽力により、中国に対する限定的援助の方針を何とか維持することのできたトルーマン政権は、いよいよエロア援助授權法案の成立を目指すことになる。また、授權法制定の後には、歳出法の議会通過によってエロア援助のための資金を獲得する予定であった。三月二日、歳出法において議会に要請することになる援助額を記した資料が、ドレーパーからイートン (Charles A. Eaton, ニュージャージー州、共和党) 下院外交委員会委員長に送付された。その資料には、日本本土の他にエロア援助の支給対象となっていた朝鮮半島南部と琉球諸島に対する援助額も記されている。三つの国・地域向けエロア援助総額は二億七五〇〇万ドル、そのうち日本本土には六五・五パーセントに当たる一億八〇〇万ドルを支給する計画であることが委員会に伝えられた。⁽¹⁶⁾

ところが、エロア援助計画を包括的な対外援助授權法案から取り除き、審議を後回しにしたことにより、同計画のための十分な審議時間を取ることができなくなってしまう。五月一日付のドレーパーのマッカーサー宛電報に

よると、彼は外交委員会のボリスと歳出委員会のテーパーから、エロア援助計画のための授權法と歳出法を今会期中に成立させることは不可能であると告げられた。そして両議員から、授權法の制定を必要としないガリオア援助の規定を拡大することにより、エロア援助資金を獲得してはどうかという提案を受けたのである。授權法の制定を省くという立法上の措置にブリッジズ (Henry S. Bridges, ニューハンプシャー州、共和党) 上院歳出委員会委員長の賛同も得ることができたことから、ドレーパーはボリスとテーパーの提案を受け入れた。⁽¹⁴⁷⁾

四九年度ガリオア予算は、ヨーロッパや中国向けの援助予算を規定する包括的な対外援助歳出法の一部として議会審議にかけられることになっていた。五月一二日、下院歳出委員会の公聴会に出席したドレーパーは、ガリオア援助の規定を拡大することにより、エロア援助のための資金を獲得したい旨を委員会に伝えた。⁽¹⁴⁸⁾ それから一週間後の五月一九日、トルーマン大統領は、「日本と朝鮮、そして琉球諸島における経済復興の目的のために」援助資金を使うことができるとする文言をガリオア援助の規定の中に入れるよう正式に議会に要請した。また、その新たな目的のために、ガリオア予算を一億五〇〇〇万ドル増額し、総額一四億ドルとすることも求めた。⁽¹⁴⁹⁾ この増額分について、エロア援助として二億七五〇〇万ドルを要請することになっていたもとの計画と比べると、それがかなりの少額になっていることがわかる。例えば、エロア援助予算の六五・五パーセントを日本向けに回すという当初の割り当て率を一億五〇〇〇万ドルに適用すると、対日援助額は九八〇〇万ドルになってしまう。これほどまでに予算請求額が抑えられた一つの理由は、エロア援助の支給期間をヨーロッパ援助計画に合わせて一五ヶ月から一二ヶ月に短縮したためである。また、翌年初めに補正予算を組む計画があったことも影響していたと思われる。⁽¹⁵⁰⁾

こうして当初の見積りよりかなり減額されたとはいえ、ようやくエロア援助のための予算を獲得できる見込みが出てきた。ドレーパーは、陸軍省の対日援助計画を支持する内容になっていたジョンストン (Percy H. Johnston)

報告書を五月に公表するなどして万全を期した。⁽¹⁵⁾しかし、緊縮財政主義者テーバーを委員長に擁し、かねてから対外援助予算に厳しい姿勢を取っていた下院歳出委員会が、まさに「肉切り包丁」でもって、行政府の対外援助要求をずたずたにする挙に出たのである。六月三日、委員会は援助総額を二〇パーセント以上も削減する法案を可決した。その法案に定められたヨーロッパ援助予算は、トルーマン政権の請求額を約一〇億ドルも下回っていた。しかも、委員会案ではガリオア援助予算の増額が認められず、ヨーロッパ援助予算の中からエロア資金を捻出することになっていた。六月四日、下院本会議はこの委員会案を賛成多数で可決した。⁽¹⁶⁾

下院がエロア資金をヨーロッパ援助予算から出すよう決定したことは、対日復興援助の実施機関が陸軍省ではなく、マーシャル・プランのために創設された経済協力局 (Economic Cooperation Administration) になることを意味した。そのことに納得のいかないドレーパーは、六月九日の上院歳出委員会の公聴会において、約三年間にわたる陸軍省の占領経験を強調して、エロア資金を陸軍省の予算、つまりガリオア予算に割り当てるよう求めた。⁽¹⁷⁾二日後にはホフマン (Paul G. Hoffman) 経済協力局長官が公聴会に出席し、下院案ではヨーロッパの復興を目指すことが困難になろうと厳しい見通しを述べるとともに、エロア予算として一億五〇〇万ドルの増額を認めるよう訴えた。⁽¹⁸⁾こうした説得が効を奏し、上院はヨーロッパ援助予算の減額幅を圧縮。しかも一億二五〇〇万ドルのエロア資金を含む総額一三億二五〇〇万ドルのガリオア予算を可決した。⁽¹⁹⁾

その後、上下両院で協議が行われた結果、ガリオア予算は総額一三億ドルとなり、そのうちの一部を日本と朝鮮、琉球諸島の経済復興のために使用することが認められた。ガリオア予算は行政府提案よりも一億ドル減額されたといえ、一三億ドルの援助のうち、どれだけかの資金を復興援助に充てるべきか、法律には明記されていなかった。そのため陸軍省は、飢餓や疾病の蔓延の防止といったガリオア援助が本来目的としていたものに対する割当てを削

るなどして、できるだけ多くの資金を日本経済の復興援助に回すよう努めることになる。⁽¹⁵⁶⁾

こうして紆余曲折を経て、ようやく対日復興援助予算が議会を通過する。ドレーパーは議会審議が難航することは十分覚悟していたであろうが、彼が警戒していたのは議会の緊縮財政主義者であつて、親蔣派議員ではなかった。そのため、中国重視論のあおりを受けて、エロア授權法の制定が阻まれるという事態はドレーパーにとつて予想外の出来事だつたに違いない。結局、ドレーパーは対外援助歳出法の中にあつたガリオア援助の規定を拡大することにより、対日復興援助予算を獲得することになる。六月二十八日、その歳出法が大統領署名を得て正式に成立⁽¹⁵⁷⁾。こうして米国は対日復興援助に本格的に乗り出すことになるのである。

結 論

日本の貿易パートナーとして期待された中国で反日感情が渦巻く中、いかにして日本の復興を推進していくか。それは、冷戦や中国情勢の悪化により、中国の大国化と日本の無力化という、ルーズベルト以来の戦後アジア秩序構想からの脱却を迫られた米国が直面した難問であつた。問題を難しくした要因としてまず、中国に対する失望から日本の復興を新たな政策目標に据えてみたところで、その中国の市場と原材料が得られなければ日本の復興がおぼつかないという状況にあつたことを指摘できよう。しかも、日本復興政策の推進が中国の反日感情や対日警戒心、そして日本に代わるアジアの大国となることを夢見る中国のナショナリズムを刺激し、日中間の貿易関係の発展を阻害する恐れもあつた。もちろん同様の問題は、中国と同じく日本の侵略を受けた過去を持ち、米国から戦後日本の市場・原材料供給地として期待された他の周辺諸国との関係でも存在した。しかし、やはり問題の中心にあつたのは中国である。中国は歴史的に日本と密接な経済関係にあつたばかりでなく、石炭など戦後日本経済の復興に必

須の原材料を多く産出し、アジア最大の潜在的市場をも持っていたからである。

こうした事情を背景に、米政府内では日本復興政策の進め方をめぐって二つの路線が対立した。一方は、中国をはじめとする周辺諸国の反日感情などにできるだけ配慮しつつ、日本経済の復興を目指そうとする国際協調路線。もう一方は、そのような配慮よりも日本復興政策の推進を優先しようとする単独行動主義路線である。前者の立場は日本朝鮮経済課を中心に立案された国務省の日本復興計画に色濃く反映され、後者は陸軍省、特にドレーパー陸軍次官によって体现された。

国務省によって推進された国際協調路線は、日本の経済復興という目標に向かって邁進することが、その目標達成にとって必要な日本のアジア貿易の発展を阻害するという厄介な事情を勘案したものであった。そうした点は評価できるように思われるが、その一方で国際協調路線には、中国をはじめとする周辺諸国の意向を慮るあまり、日本復興政策の推進が中途半端なものになってしまう可能性があった。つまり、単独行動主義路線をアジア貿易の発展、ひいては日本の復興を阻害するとして否定した国務省であったが、同省の掲げる国際協調路線もまた日本の復興を遅らせることになかなかねなかつたのである。結局、国務省は日本の復興推進と周辺諸国への配慮という矛盾する二つの要請の間でジレンマに陥り、有効な日本復興計画を作成することができなかつた。

こうして国際協調路線の限界が露呈する中、日本復興政策における主導権を握つたのは陸軍省であった。陸軍省で日本経済問題に当たつたドレーパーは、アジア貿易に関する楽観論を披瀝し、反日感情が日本商品に対するアジア人の欲望を抑制することにはならないと訴えた。この感情とビジネスを峻別する論理によってドレーパーは国務省の陥つたジレンマを回避し、日本復興政策の牽引車的役割を果たす。四八年一月、ドレーパー主導で作成されたエロア援助計画が議会に提案された。また極東委員会では、ドレーパー考案のSWNCC三八四を原案とするマツ

コイ声明が発表される。エロア援助に関する議会審議の開始を告げるその声明は、日本復興政策の本格的始動を一方向的に宣言するに等しい内容になっていた。

こうして内部の路線対立を何とか収束させ、第八〇議会におけるエロア援助審議に臨んだトルーマン政権であったが、今度は立法府との間に存在した大きなアジア観の相違に苦しむことになる。中国より日本を重視し、中国については全土の共產化を防ぐための限定的な関与にとどめようとしたトルーマン政権に対して、議会では依然としてルーズベルト以来の中国重視論が一定の支持を集め、親蔣派議員を中心に軍事援助を含む大規模な対中援助を求める声が強かった。彼らは対日復興援助に反対であったわけではないが、日本より中国を重視するという点でトルーマン政権とは大きく異なる考えを持っていた。

親蔣派議員が中国重視論を声高に唱える中、議会では行政府提案の中国援助計画がヨーロッパ援助計画と一つの法案にまとめられ、それに関する審議が優先された。その分、エロア援助計画の審議は遅れ、遂には時間的制約のためその成立が困難という状況にまで至る。そのためドレーパーは、エロア援助のための授權法の制定をあきらめ、ガリオア予算の一部を復興援助に充てることができるとする文言を歳出法に加えることによって、対日復興援助予算を獲得せざるを得なかった。一方、対中援助の問題については、当初計画にあった経済援助に加えて贈与を支給するという妥協案が成立する。それは実質的な軍事援助を意味したが、贈与という条件は国共内戦に対する直接的な軍事関与を避けるのを可能にするものであった。

こうしてトルーマン政権は、日本に対する復興援助と、中国に対する限定的関与という当初の方針をkarouじて維持することができた。第八〇議会はそうした方針の始動を可能ならしめたものとして、米国のアジア政策にとって重要な議会であったと言えるよう。

しかし、日本重視論に基づいたトルーマン政権の日本復興政策は実施段階に入った途端、二つの障害に直面することになる。一つはやはり周辺諸国の反発である。中国では四八年の春から夏にかけて、学生を中心に米国の日本復興政策に反対する大規模な運動が巻き起こった⁽¹⁵⁸⁾。加えて、国共間の内戦が激化することにより、中国は日本の市場・原材料供給地としてほとんど機能しなくなる。そうした中、米国は東南アジアに期待を寄せたが、その地域においても反日感情が強く、しかも日本復興政策における米国の単独行動が対日感情をさらに悪化させていた。険悪な雰囲気漂う中、独立を達成した日本は東南アジア諸国との賠償交渉に臨むも、法外な要求を突きつけられ協議は難航する。それが原因で東南アジア諸国による講和条約の批准が遅れ、日本とそれら諸国との経済関係の発展が阻害された⁽¹⁵⁹⁾。このように、日本の対アジア貿易はドレーパーの樂觀論のようにはいかず、まさに国務省の国際協調路線の推進者が恐れた展開となってしまったのである。

トルーマン政権の日本復興政策にとつてもう一つ障害となったのは、第八〇議會を終えてもなお立法院に残存した中国重視論であった。トルーマン政権にとつて第八〇議會の決定は自らのアジア政策を容認するものであったが、議會側にそのような認識は希薄であった。なぜなら、直接的な対中軍事援助に代わって贈与を支給するという妥協案を通し、対日復興援助のための授權法の制定を省くという立法上の措置を取ったことにより、どちらの援助の目的も曖昧のまま、議會審議が終了してしまったからである。とりわけ、親蔣派議員に行政府の対中政策を受け入れたとする認識はなく、四八年後半から四九年にかけて中国情勢が悪化の度合いを深めると、彼らは一層声高に対中軍事援助を要求するようになる。それに消極的な姿勢を示したトルーマン政権は、親蔣派議員の激しい批判に晒された。四九年一〇月、共産中国が成立すると、彼らは中国「喪失」論と対中共敵視論を展開するようになる。中国重視論の変形とも言えるそれらの議論は、中国を失った民主党政権の責任を厳しく問うとともに、その国家を乗っ

取った共産政権に対する強硬政策を求めるものであった。⁽¹⁶⁰⁾

こうした親蔣派議員の言動と、彼らが深く関与し、五〇年代前半の米国社会を混乱に陥れたマッカーシズムは、朝鮮戦争の勃発という外的要因と相まって、トルーマン政権やその後に続く政権の対中政策を著しく硬直化させた。共産中国の承認や国連加盟に対して米国は頑なに反対し続け、厳しい対中禁輸体制を構築する。日本はそうした中国敵視政策に対する協力を余儀なくされ、禁輸体制にも組み込まれていった。こうして米国は、日中間の貿易関係の発展を期する立場から一転、むしろそれを積極的に妨害するという全く逆に立場に立つことになってしまったのである。⁽¹⁶¹⁾

結局のところ米国は、日本復興政策と中国との関係に象徴的に見られたジレンマを克服することができず、国内でも中国問題をうまく処理することができなかった。それらの事情により米国は、日本の自国に対する経済的依存状態を早期に解消することができなかったのである。確かに、冒頭で紹介した昭和二七年度経済白書の言うとおり、日本は占領期に一定の復興を遂げることができた。例えば、鋳工業生産は一九五〇年度に戦前水準（一九三四—三六年）に達し、翌年度にはそれを三割ほど上回っている。⁽¹⁶²⁾しかし、そうした復興は対日援助や朝鮮戦争に伴う特需など米国資金に大きく依存するものであった。しかもアジア貿易の発展が伴っていなかったことから、日本は独立後もしばらくの間、米国の市場と原材料、そして援助に頼らざるを得なかった。⁽¹⁶³⁾

そうした状態は米国にさらなる負担をもたらし、時には日米間に摩擦も引き起こした。しかしその一方で、両国間に築かれた緊密な経済関係は、日本と米国の同盟関係を軍事分野に止まらない、幅広い利益を共有するものへと発展させる上で重要な要素の一つになった。一九六〇年に締結された新安全保障条約に旧安保にはなかった経済的協力を謳う規定が盛り込まれたことは、重層的な同盟関係がすでに構築されつつあったことの表れと見ることもで

きようし、経済関係をばねにさらにそれを発展させていこうとする日米両国政府の意思の反映と捉えることもできる。また、中国市場を失い米国市場での競争を強いられるなど日本経済にとって困難な事態がかえってその体力を強め、占領期に米国が期待どころか、想像もしなかったであろう日本の経済発展をもたらしたと言うこともできるかもしれない。厳しい環境の中、優れた生産力と技術力、そして競争力を持つに至った日本は、西側世界における開放的な国際経済システムを十二分に活用することにより、アジアに止まらない世界の経済大国へと成長することができたのである。

(1) 経済安定本部『第一次経済白書』（講談社、一九七七年）四頁、九四頁。

(2) 経済企画庁調査局編『資料経済白書二五年』（日本経済新聞社、一九七二年）九一一〇頁。

(3) 占領期米国の対日経済援助については、大蔵省財政史室編『昭和財政史—終戦から講和まで』第三卷「アメリカの対日占領政策」(秦郁彦執筆) (東洋経済新報社、一九七六年) 第三章第三節(以下、秦「アメリカの対日占領政策」と記す)、セオドア・コーエン／大前正臣訳『日本占領革命—GHQからの証言』下巻(ティビーエス・ブリタニカ、一九八三年)第七部、浅井良夫『戦後改革と民主主義—経済復興から高度成長へ』(吉川弘文館、二〇〇一年)第五章、William Adams Brown, Jr. and Redvers Opie, *American Foreign Assistance* (Washington, D. C.: Brookings Institution, 1953), chap. 12; Dick Kazuyuki Nanto, "The United States' Role in the Postwar Economic Recovery of Japan" (Ph. D. diss., Harvard University, 1976) を参照。

(4) 米国の対外援助の規模や内容など、その詳細を知るには、米国国際開発庁(USAID)のサイト (<http://gesdb.usaid.gov/gbk/index.html>) が便利である。また中華民国向け援助については、Department of State, *United States Relations with China: With Special Reference to the Period 1944-1949* (以下、*China White Paper* と記す) (Washington, D. C.: G. P. O., 1949), pp. 1042-1053 を参照。

日本独立後、日米間でガリオア返済問題に関する交渉が行われた。米国側は五三年二月に妥結した西ドイツのガリオ

ア返済協定にならって総額の三分の一の返済を要求した。それに対して日本側は、日独の置かれている経済条件の差を強調して、より有利な条件を引き出そうとしたため交渉は難航する。結局、日米間の交渉は一〇年ほども長引き、最終的には一九六二年に日本側が四億九〇〇〇万ドルを返済するということで決着した（秦『アメリカの対日占領政策』五二七—五二九頁）。

(5) Department of State, *Foreign Relations of the United States* (以下、FRUSと略): 1948, Vol. 6 (Washington, D. C.: G. P. O., 1974), p. 861.

(6) 対日占領政策の転換について、本稿が主に参照したものとして、秦『アメリカの対日占領政策』、細谷千博『サンフランシスコ講和への道』（中央公論社、一九八四年）、五十嵐武士『対日講和と冷戦——戦後日米関係の形成』（東京大学出版会、一九八六年）、マイケル・シャラー／五味俊樹監訳『アジアにおける冷戦の起源——アメリカの対日占領』（木鐸社、一九九六年）。

(7) エロア援助計画の成立過程について、以下の研究からそのあらましは知ることができる。五十嵐武士『対日占領政策の転換と冷戦——対日経済復興政策の立案を中心にして』中村隆英編『占領期日本の経済と政治』（東京大学出版会、一九七九年）、シャラー『アジアにおける冷戦の起源』、ハワード・B・シヨーンバーガー／宮崎章訳『占領一九四五—一九五二——戦後日本をつくりあげた八人のアメリカ人』（時事通信社、一九九四年）第六章。

(8) この点に注目した研究として、シャラー『アジアにおける冷戦の起源』と、William S. Borden, *The Pacific Alliance: United States Foreign Economic Policy and Japanese Trade Recovery, 1947-1955* (Madison, WI: University of Wisconsin Press, 1984)を挙げるべきである。しかし、どちらの研究も日本の周辺諸国、特に中国に対する米国の関心が占領方針の転換過程においてどのように作用したのか、十分に明らかにしているとは言い難い。

(9) シヨーンバーガー『占領』第六章。

(10) 外務省特別資料部編『日本占領重要文書』第一巻・基本篇（日本図書センター、一九八九年）九二頁。

(11) この点について三和良一は、『非軍事化』のために『民主化』が意図されたのであり、『民主化』は『非軍事化』という目的にたいする手段でしかなかった」とまで述べている（三和良一『日本占領の経済政策史的研究』（日本経済評論社、二〇〇二年）一七頁）。こうした三和の議論に対する反論として、浅井『戦後改革と民主主義』一四頁、二二

九一三二頁。また五百旗頭真は、「民主化は、それ自体独立した価値を持つ目標でありながら、一面において日本の非軍事化を国内社会的に構造化するための措置でもあった」と指摘している（五百旗頭真『日米戦争と戦後日本』（講談社、二〇〇五年）一九五頁）。

- (12) “Reduction of Japanese Industrial War Potential,” State Department, Central Files, 740.00119 Control (Japan)/2-2147, Record Group 59 (以下、RGと略), National Archives and Records Administration, College Park, MD (以下、NAと略); 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』第一巻「総説、賠償・終戦処理」(安藤良雄・原朗執筆) (東洋経済新報社、一九八四年) 三七四—三七六頁(以下、安藤・原「総説、賠償・終戦処理」と記す)。
- (13) “Reduction of Japanese Industrial War Potential, NA; 安藤・原「総説、賠償・終戦処理」三七五—三七六頁。
- (14) “Reduction of Japanese Industrial War Potential, NA; 安藤・原「総説、賠償・終戦処理」三七六頁。
- (15) ワシントンではSWNCC三〇二の作成と並行して、日本に保証すべき最低限の生産能力水準に関する検討が進められていた。詳しくは、安藤・原「総説、賠償・終戦処理」三七—三七四頁。
- (16) *FRUS: 1945*, Vol. 6 (Washington, D. C.: G. P. O., 1969), pp. 997-998. なお、米国の対日賠償政策については、岡野鑑記『日本賠償論』(東洋経済新報社、一九五八年)、安藤・原「総説、賠償・終戦処理」、北岡伸一「賠償問題の政治力学」(一九四五—一九九年)「北岡伸一・御厨貴編『戦争・復興・発展——昭和政治史における権力と構想』」(東京大学出版会、二〇〇〇年)所収を参照。
- (17) ポーレー使節団の中間報告書 (Reparations from Japan, Immediate Program, Report to the President from Edwin W. Pauley) は、同使節団の最終報告書 (Report on Japanese Reparations to the President of the United States: November 1945 to April 1946) に参考資料として添付されているものを利用。
- (18) 外務省編『初期対日占領政策——朝海浩一郎報告書』上(毎日新聞社、一九七八年)一五一—一六頁。
- (19) この点について添谷芳秀は、「戦争中からのアメリカの戦後アジア構想は、当時の大統領フランクリン・ローズベルトがしたためていた『中国大国論』を中核とするものであった。民主的な中国をアジアの安定勢力として処遇し育てることで、戦後のアジア秩序を構築しようとするものである。戦後の国際秩序の担い手となるべき国際連合が一九四五年に誕生したとき、当時の中華民国が安全保障理事会の常任理事国として迎えられたことは、そうした構想の具体化に

- 他ならなかった。そして、その秩序構想の裏返しだが、徹底した非軍事化と民主化を柱とする対日占領政策であった」と述べている（添谷芳秀「吉田路線と吉田ドクトリン——序に代えて」日本国際政治学会編『国際政治』一五一巻（二〇〇八年三月）四一五頁）。
- (20) アメリカの対日賠償政策と対中政策との関連については、三浦陽一『一九四五年の精神』とその崩壊——ポール賠償案の形成と破産一九四五—一九四七』『岐阜大学教養部研究報告』第三三号（一九八七年）を参照。
- (21) 中村隆英編『日本経済再建の基本問題』（東京大学出版会、一九九〇年）一〇〇頁。
- (22) *FRUS: 1945, Vol. 7* (Washington, D.C.: G. P. O., 1969), pp. 1044-1045.
- (23) 三浦『一九四五年の精神』の崩壊』六頁。
- (24) 安藤・原『総説、賠償・終戦処理』二二七—二三三頁、二四—二四七頁、*FRUS: 1946, Vol. 8* (Washington, D.C.: G. P. O., 1971), pp. 493-504; *The Far Eastern Commission* [解説・山極晃], Vol. 1 (東出版、一九九四年), pp. 125-126.
- (25) 安藤・原『総説、賠償・終戦処理』三五—三五二頁、『朝日新聞』昭和二年二月三日、五日、一日。
- (26) 安藤・原『総説、賠償・終戦処理』三五—三五六頁。
- (27) 終戦直後の日本における食糧事情や日本政府の対応については、岩本純明「占領軍の対日農業政策」中村『占領期日本の経済と政治』所収、一八五—一八七頁、秦「アメリカの対日占領政策」二七四—二七五頁、柴田茂紀「対日食糧援助の開始と継続」『商学論集』第三三巻第二号（一九九九年三月）二七〇—二七三頁を参照。
- (28) 岩本「占領軍の対日農業政策」一八七—一八八頁、B. F. Johnston with Mosaburo Hosoda and Yoshio Kusumi, *Japanese Food Management in World War II* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1953), p. 214.
- (29) 外務省特別資料部編『日本占領重要文書』第一巻、一〇四頁。
- (30) Pawley, "Reparations from Japan, Immediate Program," p. 9. 日本の食糧事情に関する米国側の楽観論については、秦「アメリカの対日占領政策」二七五頁、二八六頁も参照。
- (31) 秦「アメリカの対日占領政策」二七五頁。
- (32) 吉田茂『回想十年』第一巻（中央公論社、一九九八年）一三三—一三四頁。
- (33) *New York Times*, March 31, 1946; Johnston, *Japanese Food Management in World War II*, p. 215.

- (34) *Ibid.*, p. 214.
- (35) *Ibid.*, pp. 214-215; From Hoover, et al. to Truman, May 13, 1946, Official File, Papers of Harry S. Truman, Truman Library, Independence, MO (<http://www.trumanlibrary.org/hoover/documents.php>).
- (36) 秦『アメリカの対日占領政策』二七六頁 “Activities of the Far Eastern Commission, February 26, 1946-July 10, 1947: Report by the Secretary General,” *The Far Eastern Commission*, Vol. 2 (東出版 一九九四年), p. 90.
- (37) 秦『アメリカの対日占領政策』二七二頁、二七九頁, “The United States’ Role in the Postwar Economic Recovery of Japan,” p. 64.
- (38) House Committee on International Relations, *United States Policy in the Far East, Part 1*, Historical Series, Vol. 7 (Washington, D. C.: G. P. O., 1976), p. 277. 授權法は計画や事業に対して支出を行う法的権限を与えるものび、歳出法とはそれらに必要な予算額を具体的に規定するものである。詳しくは、Bill Heniff Jr., “Overview of the Authorization-Appropriations Process,” CRS Report for Congress (<http://www.rules.house.gov/archives/rs20371.pdf>)。
- (39) 山本草二編『国際条約集』(有斐閣、一九九六年) 五五五頁。
- (40) House Committee on Appropriations, *Military Establishment Appropriation Bill for 1947: Hearings*, 79th Cong., 2nd sess., 1946, p. 9, p. 15.
- (41) *Ibid.*, p. 879, p. 882, p. 900.
- (42) *Ibid.*, pp. 14-15, pp. 19-20, p. 884.
- (43) House Committee on Appropriations, *Military Establishment Appropriation Bill, 1947*, 79th Cong., 2nd sess., 1946, H. Rept. 2311, p. 6.
- (44) *Congressional Record*, 79th Cong., 2nd sess., 1946, Vol. 92, pt. 6, pp. 7352-7353.
- (45) Senate Committee on Appropriations, *Military Establishment Appropriation Bill for 1947: Hearings*, 79th Cong., 2nd sess., 1946, p. 7.
- (46) *Ibid.*, p. 28; コーエン『日本占領革命』上巻(テイビーエス・ブリタニカ、一九八三年) 二二五頁。
- (47) 五百旗頭真『米国の日本占領政策——戦後日本の設計図』下巻(中央公論社、一九八五年) 一六頁、一一二頁、コ

- 一エシ『日本占領革命』上三九—四〇頁。
- (48) Senate Committee, *Military Establishment Appropriation Bill for 1947: Hearings*, p. 88.
- (49) *Congressional Record*, 79th Cong., 2nd sess., 1946, Vol. 92, pt. 6, p. 7877.
- (50) Public Law 515, 79th Cong., 2nd sess. (July 16, 1946), *Military Appropriation Act, 1947*.
- (51) この点については、石井修『冷戦と日米関係——パートナーシップの形成』(ジャパン タイムズ、一九八九年) 四九—五〇頁を参照。
- (52) 共和党と民主党の議席数は、一九四七年一月の時点で次のとおりである。上院＝共和・五一、民主・四五。下院＝共和・二四四、民主・一八八 (*Congressional Quarterly Almanac: 1948* [Washington, D. C.: Congressional Quarterly News Features], p. 14)。
- (53) 渡辺武『占領下の日本財政覚え書』(中央公論新社、一九九九年) 六四頁。
- (54) “Colonel Cheseldine’s Report on Reparations Policy,” February 17, 1947, 大蔵省財政史室編『昭和財政史——終戦から講和まで』第二〇巻・英文資料(東洋経済新報社、一九八二年) 四六一頁。
- (55) *New York Times*, December 29, 1946.
- (56) House Committee on Appropriations, *Supplemental Estimate of Appropriation for the War Department for Military Activities*, 80th Cong., 1st sess., H. Doc. 65.
- (57) *Ibid.*; House Committee on Appropriations, *First Deficiency Appropriation Bill for 1947: Hearings*, 80th Cong., 1st sess., 1947, pp. 694-695.
- (58) House Committee on Appropriations, *First Deficiency Appropriation Bill, 1947*, 80th Cong., 1st sess., 1947, H. Rep. 200, p. 11.
- (59) House Committee on Appropriations, *Supplemental Appropriation Bill for 1948: Hearings*, 80th Cong., 1st sess., 1947, p. 345.
- (60) House Committee on Appropriations, *The Supplemental Appropriation Bill, 1948*, 80th Cong., 1st sess., H. Rep. 990; *Congressional Record*, 80th Cong., 1st sess., Vol. 93, pt. 7, 1947, p. 9339.

- (61) House Committee on Appropriations, *Supplemental Appropriation Bill, 1948*, 80th Cong., 1st sess., 1947, H. Rept. 1108, p. 7; Public Law 271, 80th Cong., 1st sess. (July 30, 1947), *Supplemental Appropriation Bill for 1948*.
- (62) 対日占領政策に対する四六年中間選挙の影響を大きく見る論者としてセオドア・コーエン (Theodore Cohen) がいる。彼は、占領政策の変化をもたらした一番大きな要因として、四六年選挙による保守勢力の台頭を挙げている (コーエン『日本占領革命』下二二八—二二九頁)。
- (63) 五十嵐『対日講和と冷戦』六三頁、Frederick S. Dunn, *Peace-making and the Settlement with Japan* (Princeton, NJ: Princeton University Press, 1963), pp. 62-63.
- (64) 大嶽秀夫編・解説『戦後日本防衛問題資料集——非軍事化から再軍備へ』第一卷 (三一書房、一九九一年) 二〇三—二〇五頁。
- (65) 四七年対日講和条約草案については、五十嵐『対日講和と冷戦』六六—八四頁、細谷『サンフランシスコ講和への道』第一章、シャラー『アジアにおける冷戦の起源』第五章、三浦陽一『吉田茂とサンフランシスコ講和』上 (大月書店、一九九六年) I を参照。
- (66) Walter Mills, ed., *The Forrestal Diaries* (New York: Viking Press, 1951), p. 52.
- (67) *Ibid.*, p. 56.
- (68) ポツダム宣言の起草過程については、五百旗頭『米国の日本占領政策』を参照。
- (69) 拙稿「米国外交における中国大国化構想の挫折——一九四八年対外援助法を中心に——」『阪大法学』第五六巻第三号 (二〇〇六年九月) 二九五—二九六頁。
- (70) *China White Paper*, pp. 220-222.
- (71) Edwin W. Pauley, "Report on Japanese Assets in Manchuria to the President of the United States, July 1946." 下記の報告書は二〇〇頁を越える大部のものである。それを簡潔にまとめたものとして、*China White Paper*, pp. 598-604. なお、ソ連軍による中国東北部の工業施設の略奪については、香島明雄『中ソ外交史研究一九三七—一九四六』(世界思想社、一九九〇年) 第六章を参照。
- (72) *China White Paper*, p. 220.

- (73) 『宇垣一成日記』第三巻（みすず書房、一九七一年）一六九一頁。
- (74) *FRUS, 1947*, Vol. 1 (Washington, D. C.: G. P. O., 1973), pp. 734-750.
- (75) From Martin to Thorpe, November 5, 1946, Folder: Correspondence 386-3, Box: 6, Office of the Assistant Secretary for Occupied Areas, State Department, RG59, NA.
- (76) アナソンのテルタ演説について、Joseph Marion Jones, *The Fifteen Weeks: An Inside Account of the Genesis of the Marshall Plan* (New York: Harcourt, Brace & World, Inc. 1955) の巻末に収録されたものを利用。
- (77) “Revival of the Japanese Economy (SWNCC381)” (National Archives Microfilm Publication), Records of the State-War-Navy Coordinating Committee, RG353, NA.
- (78) 西川博史解説／石堂哲也・西川博史訳『GHQ日本占領史』第五二巻・外国貿易（日本図書センター、一九九七年）二五三―二五四頁。ただし、日本側が援助額を上回る費用を終戦処理費として負担していたことを注記しておく必要があらう。大蔵省の資料によれば、その額は四九八四億円・ドル換算（一九四九年四月以前は軍用レート、以後は三六〇円換算）すると約四七億ドルに上った（大蔵省財政史室編『昭和財政史―終戦から講和まで』第五巻「歳計（一）」〔加藤睦夫・江見康一・加藤新一・宇田川璋仁執筆〕〔東洋経済新報社、一九八二年〕七六八頁）。
- (79) 生産物賠償に関する米政府内の議論については、安藤・原『総説・賠償・終戦処理』三八九―三九三頁を参照。
- (80) “Interim Report by the Far Eastern Subcommittee to the Advisory Committee on Occupied Areas,” September 12, 1947, Folder: SWNCC numbered 334, Box: 6, Office of the Assistant Secretary for Occupied Areas, State Department, RG59, NA.
- (81) “Revival of the Japanese Economy (SANACC381/1)” (National Archives Microfilm Publication), Records of the State-War-Navy Coordinating Committee, RG353, NA.
- (82) 61st Meeting of the SANACC, October 23, 1947, Minutes of Meetings of the SWNCC, 1944-47 (National Archives Microfilm Publication), Records of Interdepartmental and Intradepartmental Committees, RG353, NA.
- (83) 安藤・原『総説・賠償・終戦処理』三九七頁。
- (84) 戦前の対中輸出入額の割合については、『日滿支貿易統計資料』東亜経済資料七（日本商工会議所、一九三九年）を参照。

- (85) “Revival of the Japanese Economy (SWNCC381),” NA.
- (86) From Barnett to Borton, September 3, 1947, Folder: Crank-up, Box: 2, U.S. Delegation Subject File, 1945-52, Records relating to the Far Eastern Commission, Records of International Conferences, Commissions, and Expositions (以下「Records of ICCE」を註), RG43, NA.
- (87) *New York Times*, November 2, 1946.
- (88) *Ibid.*, November 3, 1946. 日本復興問題に關する中国世論のぐらうは、Nancy Bernkopf Tucker, “American Policy toward Sino-Japanese Trade in the Postwar Years: Politics and Prosperity,” *Diplomatic History*, Vol. 8, No. 3 (Summer 1984) を参照。
- (89) “Rehabilitation Appropriation for Japan,” December 29, 1947, Folder: SWNCC384 Memos, Economic Recovery of Japan, Box: 3, U. S. Delegation Subject File, 1945-52, Records relating to the Far Eastern Commission, Records of ICCE, RG43, NA.
- (90) “FEC Negotiations with Chinese regarding Japanese Level of Industry,” November 12, 1947, Folder: Allied Views on Level of Industry, Economic Recovery Level, Box: 10, *Ibid.*
- (91) 西川博史「アメリカの対日政策の転換と中国の動向」『経済学研究』（北海道大学）四三卷四号（一九九四年）八六一-八七頁。
- (92) From Fearey to Vincent and Penfield, November 18, 1946, State Department, Central Files, 740.00119 Control (Japan)/11-1846, RG59, NA.
- (93) *FRUS: 1947*, Vol. 6 (Washington, D. C.: G. P. O., 1972), p. 184.
- (94) 大蔵省財政史室編『昭和財政史』第二〇卷「四六四—四七一頁」。
- (95) *FRUS: 1947*, Vol. 6, pp. 382-383; 安藤・原『総説「賠償・終戦処理」三三六—三六七頁」。
- (96) “Activities of the Far Eastern Commission, February 26, 1946-July 10, 1947: Report by the Secretary General,” p. 85.
- (97) “Statement of the United States Position with respect to Control of the Economic War Potential of Japan,” State Department, Central Files, 740.00119 Control (Japan)/2-2147, RG59, NA; 安藤・原『総説「賠償・終戦処理」三三六—三三七

- 頁。
- (98) “Decision on SWNCC302/6,” May 6, 1947, Folder: CCS386 Japan (9-22-45) Sec. 16, Box: 33, Geographic File, 1946-47, Records of the U. S. Joint Chiefs of Staff, RG218, NA; 安藤・原『総説‘賠償・終戦処理』三十七頁。
- (99) From Martin to Hilldring, May 26, 1947, State Department, Central Files, 740.00119 Control (Japan)/5-2647, RG59, NA.
- (100) 八月一四日に極東委員会へ採択された文書の番号は、正確にはFEO〇八四〇二二である。その詳しい内容については『*The Far Eastern Commission*, Vol. 1, p. 70.
- (101) “Unilateral Action on Japanese Economic Problems (SWNCC380)” (National Archives Microfilm Publication), Records of the State-War-Navy Coordinating Committee, RG353, NA.
- (102) From Hilldring to the Secretary, SWNCC, August 7, 1947, State Department, Central Files, 894.50/8-747, RG59, NA.
- (103) From McCoy to Hilldring, Folder: FEC—Army Liaison Administration, Box: 10, U. S. Delegation Subject File, 1945-52, Records relating to the Far Eastern Commission, Records of ICCE, RG43, NA.
- (104) “Unilateral Action on Japanese Economic Problem (SANACC380/2),” Folder: CCS383.21 Japan (3-13-45) Sec. 18, Box: 28, Geographic File, 1946-47, Records of the U. S. Joint Chiefs of Staff, RG218, NA; 安藤・原『総説‘賠償・終戦処理』三九五頁。
- (105) 五十嵐「対日占領政策の転換と冷戦」五十嵐『対日講和と冷戦』七三—七五頁。
- (106) “Summary of Meeting of U. S. Delegation, Far Eastern Commission, 8 September, 1947,” Folder: FEC—U. S. Delegation Meetings, Box: 5, U. S. Delegation Subject File, 1945-52, Records relating to the Far Eastern Commission, Records of ICCE, RG43, NA.
- (107) From Barnett to Martin, September 8, 1947, Folder: Crank-up, Box: 2, Ibid.
- (108) シヤラー『アジアにおける冷戦の起源』二九〇—二九五頁。
- (109) “The Economic Recovery of Japan (SWNCC384),” Folder: CCS386 Japan (9-22-45) Sec. 19, Box: 34, Geographic File, 1946-47, Records of the Joint Chiefs of Staff, RG218, NA.
- (110) Ibid.

- (111) Memorandum for General Norstad, October 6, 1947, Folder: SAOTUS, 091 Japan, Box: 18, Records of the Under Secretary of the Army (Draper/Voorhees), RG335, NA.
- (112) ショーンバーカー『占領』二〇〇—二〇四頁。
- (113) 大蔵省財政史室編『昭和財政史』第二〇巻、五二七—五三〇頁。
- (114) ショーンバーカー『占領』二〇九頁、FRUS: 1948, Vol. 6, p. 957.
- (115) From Blakeslee to McCoy, January 5, 1948, Folder: Economy of Japan—Level of Economic Life, Economic Stabilization, etc., Box: 3, U. S. Delegation Subject File, 1945–52, Records relating to the Far Eastern Commission, Records of ICCE, RG43, NA.
- (116) FRUS: 1947, Vol. 6, pp.302–304; Ibid., pp. 313–314; From Snow to McCoy, October 27, 1947, Folder: SWNCC drafts, re Occupation Costs, Box: 11, U. S. Delegation Subject File, 1945–52, Records relating to the Far Eastern Commission, Records of ICCE, RG43, NA; 63rd Meeting of the SANACC, January 15, 1948 (National Archives Microfilm Publication), Records of Interdepartmental and Intradepartmental Committees, RG353, NA.
- (117) FRUS, 1947, Vol. 6, pp. 536–543; Ibid., Vol. 1 (Washington, D. C.: G. P. O., 1973), p. 775.
- (118) 62nd Meeting of the SANACC, November 4, 1947 (National Archives Microfilm Publication), Records of Interdepartmental and Intradepartmental Committees, RG353, NA; “The Economic Recovery of Japan (SANACC384/1),” Ibid. SANACC三八四／一の一部分は、大蔵省財政史室編『昭和財政史』第二〇巻、五三一—五三三頁に収録されている。
- (119) 大嶽『戦後日本防衛問題資料集』第一巻、一九三一—一九七頁。
- (120) House Committee on International Relations, *United States Policy in the Far East, Part 1*, pp. 277–278.
- (121) FRUS: 1948, Vol. 6, pp. 654–656.
- (122) From Barnett to H. O. Paxson, February 5, 1948, Folder: SWNCC384 Memos, Economic Recovery of Japan, Box: 3, U. S. Delegation Subject File, 1945–52, Records relating to the Far Eastern Commission, Records of ICCE, RG43, NA.
- (123) ショーンバーカー『占領』二一四頁。
- (124) *New York Times*, March 27, 1948; ショーンバーカー『占領』二二二頁。

- (125) Tucker, "American Policy toward Sino-Japanese Trade in the Postwar Years," p. 207.
- (126) House Committee on Appropriations, *Foreign Aid Appropriation Bill for 1949: Hearings, Part 2*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, p. 89.
- (127) Senate Committee on Appropriations, *European Interim Aid and Government and Relief in Occupied Areas: Hearings*, 80th Cong., 1st sess., 1947, p. 553.
- (128) *Ibid.*, p. 655.
- (129) シヤラー『アジアにおける冷戦の起源』一八八頁。
- (130) *Congressional Record*, 80th Cong., 1st sess., Vol. 93, pt. 9, pp. 11686-11687.
- (131) Senate Committee on Appropriations, *First Deficiency Appropriation Bill for 1948: Hearings*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, p. 43.
- (132) Nancy Bernkopf Tucker, *China Confidential: American Diplomats and Sino-American Relations, 1945-1996* (New York: Columbia University Press, 2001), p. 194. ノートメントに「ゴットハド・ゲイル B. Montgomery and James W. Johnson in collaboration with Paul G. Manolis, *One Step from the White House: The Rise and Fall of Senator William F. Knowland* (Berkeley, CA: University of California Press, 1998) を参照。
- (133) ジャックに「ゴットハド」は、拙稿「アメリカの対中政策とチャイナ・ロビーの誕生 (一) (二) ——ウォルター・ジャックを中心」『阪大法学』第五三巻第二号 (二〇〇三年八月)、第五三巻第五号 (二〇〇四年一月) を参照。また百万人委員会「ゴットハド」Stanley D. Bachrack, *The Committee of One Million: "China Lobby" Politics, 1953-1971* (New York: Columbia University Press, 1976) を詳読す。
- (134) 菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』(シネルヴァ書房、一九九二年) 一一七頁。タン・ショウ『アメリカの失敗』(毎日新聞社、一九六七年) 三二七—三二七二頁。
- (135) House Committee on Foreign Affairs, *Emergency Foreign Aid: Hearings*, 80th Cong., 1st sess., 1947, p. 7; *China White Paper*, pp. 371-372.
- (136) Senate Committee on Foreign Relations, *Interim Aid for Europe: Hearings*, 80th Cong., 1st sess., 1947, p. 43; *China White*

Paper, p. 372.

- (137) 中国援助計画については拙稿「米国外交における中国大国化構想の挫折」を参照。
- (138) House Committee on International Relations, *United States Policy in the Far East, Part 1*, p. 190.
- (139) *Ibid.*, p. 205.
- (140) *Ibid.*, pp. 187-195.
- (141) 拙稿「米国外交における中国大国化構想の挫折」三〇六—三〇七頁。
- (142) Senate Committee on Foreign Relations, *Foreign Relief Assistance Act of 1948*, The Legislative Origins of American Foreign Policy, Vol. 5 (New York: Garland Publishing, Inc., 1979), p. 421.
- (143) House, *Foreign Aid Appropriation Bill for 1949: Hearings*, p. 87; Senate Committee on Appropriations, *Economic Cooperation Administration: Hearings*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, p. 137; シムーンバナー『占領』二二二頁。
- (144) Senate Committee on Foreign Relations, *Aid to China*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, Rept. 1026, p. 9.
- (145) Public Law 472, 80th Cong., 2nd sess. (April 3, 1948), *Foreign Assistance Act of 1948*.
- (146) House, *United States Policy in the Far East, Part 1*, pp. 313-316.
- (147) From Draper to MacArthur and Hodge, May 11, 1948, Folder: SAOUS, Far East, Box: 12, Records of the Under Secretary of the Army (Draper/Voorhees), RG335, NA.
- (148) House, *Foreign Aid Appropriation Bill for 1949: Hearings*, pp. 86-88.
- (149) House Committee on Appropriations, *Revision of Appropriation Language for the Civil Functions, Department of the Army*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, Doc. 659, pp. 1-3.
- (150) House, *Foreign Aid Appropriation Bill for 1949: Hearings*, p. 86; From Draper to MacArthur and Hodge, May 11, 1948, NA; Draft of a letter from Draper to MacArthur and Hodge, May 11, 1948, Folder: SAOUS, Far East, Box: 12, Records of the Under Secretary of the Army (Draper/Voorhees), RG335, NA; Senate Committee on Appropriations, *Economic Cooperation Administration: Hearings*, p. 137; シムーンバナー『占領』二二三頁。
- (151) Percy H. Johnston, et al., "Report on the Economic Position and Prospects of Japan and Korea and the Measures Required

- to Improve Them,” April 26, 1948; House, *Foreign Aid Appropriation Bill for 1949: Hearings*, pp. 84–86.
- (152) House Committee on Appropriations, *Foreign Aid Appropriation Bill 1949*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, Rept. 2173; Senate Committee on Appropriations, *Economic Cooperation Administration: Hearings*, p. 573; *Congressional Record*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, Vol. 94, pt.6, p. 7167.
- (153) Senate Committee on Appropriations, *Economic Cooperation Administration: Hearings*, p. 448.
- (154) *Ibid.*, pp. 572–574.
- (155) Senate Committee on Appropriations, *Foreign Aid Appropriation Act, 1949*, 80th Cong., 2nd sess., 1948, Rept. 1626.
- (156) House Committee on Appropriations, *Foreign Aid Appropriation Bill for 1950: Hearings*, 81st Cong., 1st sess., 1949, p. 883; Senate Committee on Appropriations, *Foreign Aid Appropriation Bill, 1950: Hearings*, 81st Cong., 1st sess., 1949, p. 796; “GARIOA and EROA Programs,” Folder: Appropriations—GARIOA & EROA, Box: 1, Joseph M. Dodge Papers, Detroit Public Library; シムーン・バーガー『占領』133–135頁。
- (157) Public Law 793, 80th Cong., 2nd sess. (June 28, 1948), *Foreign Aid Appropriation Act, 1949*.
- (158) Tucker, “American Policy toward Sino-Japanese Trade in the Postwar Years,” pp. 189–190; Jessie G. Lutz, “The Chinese Student Movement of 1945–1949,” *The Journal of Asian Studies*, Vol. 31, No. 1 (November 1971), pp. 102–108.
- (159) 日本と東南アジア諸国との賠償交渉については、安藤・原『総説「賠償・終戦処理」第六章「北岡伸一「賠償問題の政治力学」を参照。
- (160) この時期の親蔣派議員の言動については、拙稿「アメリカの対中政策とチャイナ・ロビーの誕生(二)」一五五—一六〇頁、ツォウ『アメリカの失敗』第二章「Guangqin Xu, *Congress and the U. S.-China Relationship, 1949–1979* (Akron, OH: The University of Akron Press, 2007), chap. 1; Ross Y. Koen, *The China Lobby in American Politics* (New York: The Macmillan Company, 1960) を参照。
- (161) アメリカの対中禁輸政策と日本との関係については、ウォーレン・I・コーエン「日米関係の中の中国」細谷千博・有賀貞編『国際環境の変容と日米関係』(東京大学出版会、一九八七年)所収、加藤洋子『アメリカの世界戦略とコラム、一九四五—一九九二——転機にたつ日本の貿易政策』(有信堂、一九九二年)を参照。

(162) 経済企画庁調査局編『資料経済白書二五年』一一頁。

(163) この点については、シヤラー『アジアにおける冷戦の起源』第一六章、浅井『戦後改革と民主主義』第五章(四)、アールン・フォースバーグ／杉田米行訳『アメリカにおける冷戦の起源——国際秩序と戦後日本の経済成長一九五〇—六〇』

(世界思想社、二〇〇一年)、Borden, *The Pacific Alliance*, chap. 5; Savuri Shimizu, *Creating People of Plenty: The United States and Japan's Economic Alternatives, 1950-1960* (Kent, OH: The Kent State University Press, 2001) を参照。